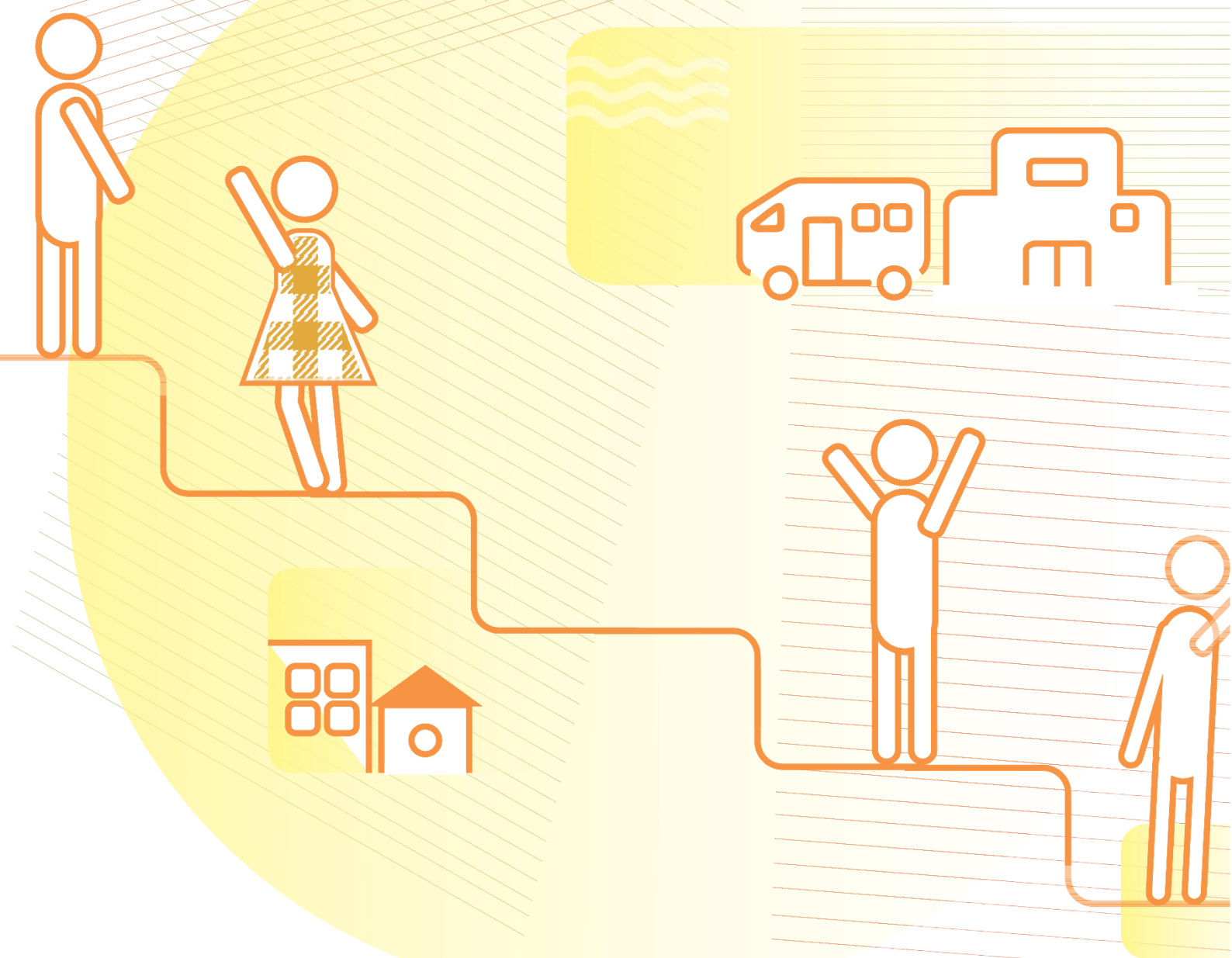


第4次 山武市男女共同参画計画

2024 ▶ 2028
令和6年度 令和10年度



令和6年3月
山武市

は じ め に

少子高齢社会の進展に伴う労働人口の減少、地球温暖化による気候変動、激甚化する災害、感染症の拡大などにより、様々な課題が生じ、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化してきています。

またSDGsのゴールの一つである「ジェンダー平等」に向け、年齢、性別、障がいの有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いについて理解することや、多様性について認め合う意識が、これまで以上に重要とされております。



山武市ではこれまで、平成31年度に策定した「第3次山武市男女共同参画計画」に基づき、様々な施策を展開してまいりました。この計画に基づく取組の結果、審議会等の女性委員の割合が向上したほか、男性の育児休暇の取得率が向上するなど、一定の成果を上げてきました。

一方で、まちづくりアンケートでは、「男性が家事・育児に積極的に参加している割合」や「あらゆる分野で男女が対等に参画していると思う市民の割合」などが年々低い値で推移しており、男女共同参画社会の実現に向けた課題が浮き彫りとなっています。

こうしたなかで山武市は、急速に変化する時代に対応し、性別に関わらず誰しものが対等で、活躍できる社会を目指し、この度第4次山武市男女共同参画計画を策定しました。

本計画の推進にあたり、基本理念である、『パートナーシップで共に創り、みんなが輝き活躍する社会へ』に基づき、各種施策に取り組んでまいり所存でございますので、今後とも市民の皆様、事業者・関係機関の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見・ご助言をいただきました山武市男女共同参画推進懇談会の皆様、市民意識調査やパブリックコメントをはじめ貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

山武市長 松下 浩明

目次

第1章 計画策定の目的.....	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定・推進体制.....	5
第2章 市の現状・課題.....	6
基本目標1 男女共同参画と男女の人権尊重の意識づくり.....	6
基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の環境づくり.....	7
基本目標3 男女が共に参画し活躍する社会づくり.....	8
基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり.....	10
第3章 計画の基本的な考え方.....	12
1 基本理念.....	12
2 基本目標.....	13
3 計画の体系.....	15
4 指標一覧.....	16
第4章 施策の展開.....	18
基本目標1 男女共同参画と男女の人権尊重の意識づくり.....	18
(1) 男女共同参画と男女の人権尊重意識の啓発.....	18
(2) 男女共同参画推進のための教育の推進.....	20
(3) あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】.....	22
基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の環境づくり.....	24
(4) 支え合いの家庭づくり.....	24
(5) 活力ある地域づくり.....	25
基本目標3 男女が共に参画し活躍する社会づくり.....	26
(6) 政策・方針決定過程への男女の参画推進【女性活躍推進計画】.....	26
(7) 男女の働く環境づくりの推進【女性活躍推進計画】.....	27

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	29
(8) 子育て支援の推進	29
(9) 自立を支える福祉の推進	30
(10) 生涯にわたる健康づくりの支援	31
(11) 防災における男女共同参画の推進	33

第5章 計画の推進..... 34

1 推進体制の充実	34
-----------------	----

資料..... 35

1 山武市の状況	35
2 市民の男女共同参画に関する意識・現状	42
3 男女共同参画計画の取り組み状況	65
4 策定体制	67
5 策定経過	72
6 関係法令等	73
7 用語解説	104



第1章

計画策定の目的

1 計画策定の目的

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、それに基づく男女共同参画基本計画が策定されており、男女共同参画社会の形成に向けた様々な取り組みが進められています。それに基づき、これまで「男女共同参画基本計画（第1次～第4次）」の策定を行い、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、施策の総合的・計画的な推進を図っています。

「第5次男女共同参画基本計画」における目指すべき社会として、以下の4つが掲げられています。また、基本的な視点や取り組むべき事項として以下の10項目が示されており、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとされています。

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs※で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

※SDGs：2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年（令和12年）までの国際目標。貧困、エネルギー、成長・雇用、気候変動など、持続可能な社会の実現のための17のゴールと169のターゲットから構成されている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第5次男女共同参画基本計画に示す基本的な10の視点

① あらゆる分野での男女共同参画・女性活躍の推進

男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。それが、持続可能な開発目標（SDGs）の実現にも不可欠である。また、若年世代を主体とした取組と連携し、持続可能な活力ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。

② 性別に偏りがない社会の実現

指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。そのため、国際的な水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第2条第2号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要がある。

③ 家庭や地域での男女共同参画の推進

男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）※が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。

④ 健康で、活躍し続けられる環境の整備

人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。

⑤ 科学技術の発展による取組の推進

AI※、IoT※等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。

⑥ 女性へのあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。

⑦ 困難を抱える女性等への支援

多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。

⑧ 男女共同参画の視点による防災対策

頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。

⑨ 地域の主体的な取組の推進

地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。

⑩ 男女共同参画を牽引する人材の育成

①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

※積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

※無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：だれもが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となる。

※AI：Artificial Intelligence の略語。人工知能のこと。

※IoT：Internet of Things の略語。モノをインターネットに接続することや、接続されたモノのことを意味する言葉。従来、インターネットに接続されているモノはパソコンや携帯電話、プリンタなどに限られていたが、近年では様々なモノがインターネットに接続され、新たな用途の開拓や利便性の向上が生じている。

本市では、平成26年度に「第2次山武市男女共同参画計画」を策定し、その成果を踏まえ、平成31年度には「第3次山武市男女共同参画計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。第2次計画策定時に比べ、「男は仕事、女は家庭」と思う人の割合が低下、男女の地位が平等と思う人の割合の増加など、意識の変化がみられるとともに、様々な地域活動に参加する市民もみられます。

しかし、男女共同参画社会の実現に向けた進展は緩やかであり、男女の不平等感や性別による固定的役割分担意識は、様々な場面に根強く残っています。また、家事・育児・介護等への男性の参画や、政策・方針決定過程への女性の参画が進みにくい状況もみられ、近年では、LGBT、外国人に関する人権等、配慮すべき多様な人権ニーズが生じています。

引き続き、市全体で、これらの改善や啓発に取り組んでいく必要があります。

さらに、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の防止対策、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性活躍の推進、働き方の見直しなど、多くの課題・新たな課題への対応が求められています。

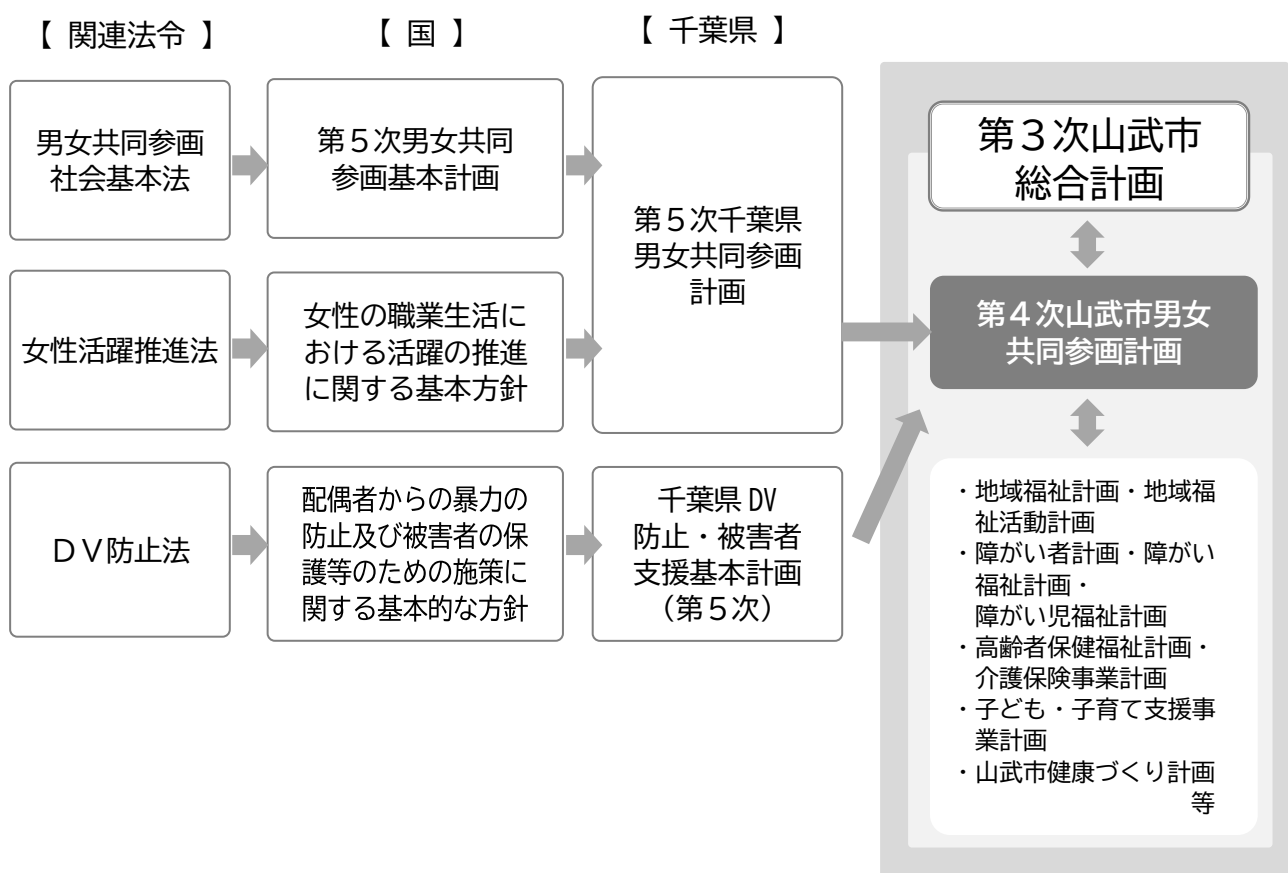
このため、市民と事業所の状況とニーズの変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的な推進を図るため、「第4次山武市男女共同参画計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく計画であり、山武市が目指す男女共同参画社会を実現するため、市民・家庭・事業者・学校・行政が協働して、総合的かつ効果的に推進するための基本となる計画です。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、「第5次千葉県男女共同参画計画」及び「第3次山武市総合計画」をはじめとする市の関連諸計画との整合性を図りながら、山武市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

さらに、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV防止基本計画）」を包含するものです。



3 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度を初年度とし、目標年次を令和10（2028）年度とする5か年計画です。

	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
山武市	第4次山武市男女共同参画計画（R6-10）					次期計画	
千葉県	第5次千葉県男女共同 参画計画（R3-R7）		次期計画				
国	第5次男女共同参画基本計画（R2-12）						

4 計画の策定・推進体制

計画の策定に当たっては、令和4年度に、市民の意識や実態を把握するため、満18歳以上の市民に男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）を実施するとともに、職場環境の実態を把握するため、市内及び近隣の事業所にヒアリング調査を実施しました。

また、令和5年度には、市民意見の公募（パブリック・コメント）を実施しました。

<市民意識調査概要>

①調査対象

市民：市内在住の18歳以上の者2,000人

②調査期間

令和4年12月16日～令和5年1月19日

③調査方法

郵送配付・郵送回収方式

④回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	2,000通	507通	25.4%



市の現状・課題

基本目標1 男女共同参画と男女の人権尊重の意識づくり

(1) 男女共同参画と男女の人権尊重意識の啓発

【現状と課題】

市民意識調査では、男女の地位の平等感について、『学校教育の場』で「平等」が54.8%と高くなっている一方、“男性の方が優遇されている”（「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が『政治や政策決定の場』で67.1%、『社会通念や慣習など』で60.4%、『男性の意識の中』で52.0%と高くなっています。「男は仕事、女は家庭」という考え方について、“そう思う”（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が17.6%、“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）が57.2%と前回に比べて改善はみられるものの、性別役割分担意識が残っているといえます。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を今以上に深めていくことが必要です。また、市民レベルで男女平等意識についての話し合いの場や人権意識の高揚に向けた取り組みが求められます。

(2) 男女共同参画推進のための教育の推進

【現状と課題】

市民意識調査では、女性が心身ともに健康であるために大切なことについて、『学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施』で「大切だと思う」が9割を超えています。

さらに、学校教育の場だけでなく、家庭・地域など社会のあらゆる分野においても、性別に関わらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付けさせる教育を充実し、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。

(3) あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

市民意識調査では、暴力を受けたときの相談機関について、「相談しなかった」が6割近くと最も高くなっており、理由について、「相談するほどのことではないと思った」が47.4%と最も高く、次いで「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけるといった」が29.8%となっています。また、男女共同参画社会の実現のために、行政が取り組むべきことについて、「男女の差別や権利侵害、暴力などについての相談窓口を充実する」が3割を超えています。

あらゆる暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備や、相談機関の充実など暴力の根絶のための基盤づくりの強化が必要です。

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の環境づくり

(4) 支え合いの家庭づくり

【現状と課題】

市民意識調査では、家事の役割に対する考えについて、「現状通りでよい」が男性で6割近く、女性で4割半ばとなっています。また、女性で「相手にも家事に協力してほしい」が4割を超えています。また、今後、男性が「家事」「子育て」「介護」「地域活動」に参画していくために必要なことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が61.9%と最も高く、次いで「男性が家事などに参画することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が50.9%、「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が49.3%となっています。男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い分担することで、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現することが求められます。

改めて家事や子育て、介護等において家族が共同で行うという意識を啓発するとともに、話し合いの機会づくりに努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

(5) 活力ある地域づくり

【現状と課題】

市民意識調査では、男女共同参画を積極的に進めるために必要なことについて、「様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」が47.3%と最も高く、次いで「地域活動やボランティア活動についての情報提供を充実すること」が37.9%、「家族の理解と協力を得ること」が35.3%となっています。地域活動への参加状況については、『子ども会・老人クラブなどの地域活動』、『音楽・読書などの趣味の活動』で「加入していないし、参加するつもりもない」が6割近くとなっています。

地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いているいないにかかわらず、男女が共に地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることができるようにする必要があります。

基本目標3 男女が共に参画し活躍する社会づくり

(6) 政策・方針決定過程への男女の参画推進

【現状と課題】

様々な活動の中で、男女双方がバランスよく意思決定過程に参画できるような仕組みづくりを、一層促進する必要があります。

事業所ヒアリング調査によると、男女雇用機会均等法に定められているポジティブアクションについて、「女性が参加していなかった会議や勉強会に、積極的に女性を参加させる」が33.3%と最も高く、次いで「女性がいない部署や業務に、積極的に女性を配置する」が28.6%となっています。

働く場における男女共同参画のより一層の推進に向け、女性の意識改革とともに、管理職層に対し、経営戦略上の女性活躍の意義などについて理解の促進を図ることが必要です。

(7) 男女の働く環境づくりの推進

【現状と課題】

市民意識調査によると、職場での男女の平等について、『研修の機会や内容』では「平等」が5割を超えている一方で、『昇進や昇格』において「男性の方が優遇されている」が3割を超えています。事業所ヒアリング調査では、男女がともに仕事と家庭を両立していくために必要な環境整備について、「育児・介護休業を気軽に利用できる職場環境を作る」が71.6%と最も高く、次いで「育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにする」が65.5%、「高齢者や病人の介護サービスを充実する」が55.0%となっています。

職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることが必要です。また、家庭においても、育児・介護休業や短時間勤務制度など男性が積極的に子育て・介護・家事への参画できるような環境が求められます。

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

(8) 子育て支援の推進

【現状と課題】

少子化にともなって核家族化が進み、仕事と子育ての両立の難しさや、子育てに対する不安や負担から子育て家庭の孤立化や家族介護者の負担の増大が社会全体で課題となっています。

市民意識調査によると、男女共同参画社会の実現のために、今後行政はどのようなことに取り組むべきかについて、「仕事と子育てを両立しやすくするための保育サービスを充実する」が55.2%となっており、前回調査と比較すると、6.1ポイント増加しています。また、男性が「家事」「子育て」「介護」「地域活動」に参画していくためには、どのようなことが必要かについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が61.9%と最も高く、次いで「男性が家事などに参画することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が50.9%、「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が49.3%となっています。

今後、子育ての支援を充実させるとともに、家族や企業の理解促進を図り、子育てを地域社会全体で支援していくための相談や交流ができる拠点づくりを進めていくことが必要です。

(9) 自立を支える福祉の推進

【現状と課題】

市民意識調査によると、男女共同参画社会の実現のために、今後行政はどのようなことに取り組むべきかについて、「介護サービスの充実など、老後の生活の安定を支援する」が52.5%となっています。

家庭における介護負担の軽減を図るためには、介護サービスの充実に努めることが求められます。また、困難を抱えた人が社会的孤立をせず、安心して暮らすことができるよう、支援を進めるとともに、福祉サービスの充実を図っていくことも必要です。

(10) 生涯にわたる健康づくりの支援

【現状と課題】

生涯にわたる女性の健康づくりについて、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大きく変化するという特性があることから、ライフステージに応じた健康づくりを支援していく必要があります。

市民意識調査においても、女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために、『思春期、妊娠・出産、更年期、老年期に合わせた健康づくりの推進』、『受診機会の少ない女性の健康診査の促進』、『心身のさまざまな悩みに対応する相談体制の整備』を「大切だと思う」が約9割となっています。

生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、健康診断等を充実させるほか、住民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。

(11) 防災における男女共同参画の推進

【現状と課題】

被災時の避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが求められています。

市民意識調査によると、男女共同参画の視点を防災に活かすためにこれからどのような施策が必要かについて、「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」が76.9%と最も高く、次いで「避難所マニュアルなどをつくり、女性や子どもが安全に過ごせるようにする」が56.4%、「日ごろからの男女間のコミュニケーション・地域のつながりを大切にする」が47.7%となっています。

防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点に立った災害復興対策が求められます。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の将来像は「海と緑、人が集い、住まう誇りがもてるまち 山武」を掲げ、市民一人ひとりが、地域への誇りや愛着を実感できるまちを目指しています。

この将来像の実現に向けて、男女共同参画分野では、あらゆる分野で男女が対等に参画している社会を目指しています。

本計画の基本理念については、これまでの男女共同参画社会の実現に向けた取り組みとの連続性、整合性から第3次山武市男女共同参画計画の理念「パートナーシップで共に創り、みんなが輝き活躍する社会へ」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、あらゆる分野において、みんなが対等なパートナーとして参画できる社会を目指します。

【 基 本 理 念 】

**パートナーシップで共に創り、
みんなが輝き活躍する社会へ**

2 基本目標

(1) 男女共同参画と男女の人権尊重の意識づくり

あらゆる暴力をなくすためには、社会全体で暴力を許さない環境を整え、基盤を強化する必要があります。また、被害者には早期かつ継続的に専門的な支援を提供することが重要です。人権尊重を促進するために、意識啓発や教育の充実を図り、暴力を許さない社会を築いていきます。

(2) 家庭・地域における男女共同参画の環境づくり

家庭は、個人の生活の基盤であり、精神的な支えとなります。しかしながら、家庭内では、女性が多く家事や育児、介護などの具体的な活動を担当している傾向があります。また、地域の活動においても、性別に基づく固定的な役割分担や慣行がまだ存在しています。私たちは、家事や育児、介護の重要性を適切に評価し、男性も積極的に参加することで、家庭や地域の発展を支援していきます。

(3) 男女が共に参画し活躍する社会づくり

女性の参加は、さまざまな分野で進展していますが、政策や方針の決定プロセスへの女性の参加はまだ十分ではなく、現状では少ないと言えます。そのため、テレワークの導入など、男女が社会の対等なパートナーとして参加できる社会を築くために、さまざまな分野で取り組むことが重要です。また、女性の参加を増やすために、各分野で活躍する女性の発掘と育成に取り組めます。一方、男性の育児休暇の取得については、2か月以上取得したいという声が増えていますが、民間企業の約6割が1か月未満となっており、希望と現実には差があることが分かっています。性別による固定概念に左右されない労働環境の整備と働き方改革を推進します。また、固定的な性別に基づく役割分担による長時間労働の慣行を見直し、「男性は仕事」「女性は家庭」という「昭和モデル」から、全ての人が自分の希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」への転換を推進します。

(4) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

単身者、ひとり親世帯、共働き世帯など、家族の形態には大きな変化があり、人生の多様性が広がっています。

人生100年時代を迎え、これらの家庭の自立を支援すると同時に、育児や介護を社会全体の課題として捉え、家庭生活と他の活動を調和させるための支援を行います。

また、安心して生活できる社会を実現するため、男女共同参画の視点に基づいた地域の防災対策を推進し、防災意識を高める取り組みを行います。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本的施策]

パートナーシップで共に創り、みんなが輝き活躍する社会へ

1 男女共同参画と
男女の人権尊重
の意識づくり

1 男女共同参画と男女の人権尊重意識の啓発

2 男女共同参画推進のための教育の推進

3 あらゆる暴力の根絶
【DV防止基本計画】

2 家庭・地域にお
ける男女共同参
画の環境づくり

4 支え合いの家庭づくり

5 活力ある地域づくり

3 男女が共に参画
し活躍する社会
づくり

6 政策・方針決定過程への男女の参画推進
【女性活躍推進計画】

7 男女の働く環境づくりの推進
【女性活躍推進計画】

4 誰もが安心して
暮らせる地域づ
くり

8 子育て支援の推進

9 自立を支える福祉の推進

10 生涯にわたる健康づくりの支援

11 防災における男女共同参画の推進

4 指標一覧

基本的施策	指標項目	令和4 (2022) 年度	令和10 (2028) 年度	担当課
		実績	目標	
基本目標1 男女共同参画と男女の人権尊重の意識づくり				
1 男女共同参画と男女の人権尊重意識の啓発	市広報紙・ホームページ等での男女共同参画に関する啓発	年1回	年2回	企画政策課
	男女共同参画に関する講習会等の開催	年1回	年2回	企画政策課
	人権教室の開催	8校	最大15校	市民自治支援課
	人権が尊重されているまちだと思ふ人の割合	54.2%	58.0%	市民自治支援課
	「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方について「そう思わない」人の割合	82.8%	87.0%	企画政策課
	男女共同参画社会という用語の認知度	34.5%	40.0%	企画政策課
2 男女共同参画推進のための教育の推進	市内小中学校の思春期教室・性教育講座実施率	60.0%	80.0%	健康支援課
	家庭教育学級の開催（各校 年2回）	13/21 園・校	全校実施	子ども教育課
	「学校教育の場」で男女の地位が平等になっていると思う割合	54.8%	60.0%	子ども教育課
3 あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】	防犯パトロールの実施	週2回	週2回	市民自治支援課
	DV防止に関する広報及び啓発	年3回	年3回	子ども教育課
	DVに対する相談機関を知らない人の割合	13.8%	低下を目指す	子ども教育課
	DVに対して相談しなかった人の割合	57.6%	低下を目指す	子ども教育課
基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の環境づくり				
4 支え合いの家庭づくり	子育てが幸せ、楽しいと思う乳幼児の保護者の割合	92.4%	95.0%	子育て支援課
	家庭教育学級の開催（再掲）（各校 年2回）	13/21 園・校	全校実施	子ども教育課
	男性が家事・育児に積極的に参加している割合	38.6%	45.0%	企画政策課
5 活力ある地域づくり	市民活動（地域活動）に参加している市民の割合	33.2%	向上を目指す	市民自治支援課
	地域まちづくり協議会の設置数	3組織	4組織	市民自治支援課
	あらゆる分野で男女が対等に参画していると思う市民の割合	20.5%	25.0%	企画政策課

	基本的施策	指標項目	令和4 (2022) 年度	令和 10 (2028) 年度	担当課
			実績	目標	
基本目標3 男女が共に参画し活躍する社会づくり					
6	政策・方針決定過程 への男女の参画推進 【女性活躍推進計 画】	審議会等における女性委 員の割合	26.7%	40.0%	企画政策課
		女性管理職の割合（市職 員）	22.6%	40.0%	総務課
7	男女の働く環境づく りの推進 【女性活躍推進計 画】	家族経営協定の締結数	年 97 件	年 100 件	農政課
		ワーク・ライフ・ balan スという用語の認知度	43.6%	46.0%	企画政策課
基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり					
8	子育て支援の推進	子育て講座の開催件数	年 36 回	増加を目指す	子育て支援課 健康支援課
		乳児面接実施率	100.0%	100.0%	健康支援課
9	自立を支える福祉の 推進	ひとり親家庭の自立率	11.6%	増加を目指す	子育て支援課
		地域福祉活動をしている 市民の割合	18.6%	19.0%	社会福祉課
10	生涯にわたる健康づ くりの支援	乳幼児健康診査受診率	96.9%	受診率の増加を 目指す	健康支援課
		がん検診を年1回受けて いる市民の割合	43.1%	50.3%	健康支援課
		乳がん・子宮がん検診の 受診者数	乳がん検診 18.8% 子宮がん検診 10.1%	受診率の増加を 目指す	健康支援課
		自殺率（10 万対）	24.3 人 (令和4 年 確定値)	低下を目指す	健康支援課
11	防災における男女共 同参画の推進	市職員における男女共同 参画の視点を取り入れた 避難所対応研修の開催	年 1 回	年 1 回	消防防災課
		防災備蓄における女性用 品や乳幼児用品の整備割 合	100.0%	100.0%	消防防災課



施策の展開

基本目標 1 男女共同参画と男女の人権尊重の意識づくり

(1) 男女共同参画と男女の人権尊重意識の啓発

【施策の方向】

「女性はあるべき、男性はあるべき」など、性別で個人の役割や行動を固定したり、制限したりする考えが今も根強く残っています。「ジェンダー」にとらわれた考えは、人間の自由や平等を否定することにもつながります。

誰もが社会的につくられた性別にとらわれず、人権尊重を基盤に、個性と能力を活かして「自分らしく」生きることができるよう、ジェンダーの視点に立った意識の改革や環境整備を図ります。

また、インターネットなどによるメディアにおける人権侵害をなくすため、関係者への働きかけを行うとともに、メディアリテラシーの育成に努め、すべての市民の人権が尊重される社会を目指します。

さらに、性的指向・性自認に関すること等を理由に社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景として、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

このような問題についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。

【具体的な施策】

(1) 男女共同参画に関する意識啓発の充実	
①男女共同参画に関する啓発	「広報さんむ」等を活用した男女共同参画に関する情報提供、啓発の推進 各種啓発パンフレットの提供・活用
②男女共同参画に関する講習会等の開催	講習会、出前講座等の開催
③市民意識調査等の実施	市民意識調査等により男女平等意識など市民の意識や生活実態を把握（回答率拡大のためWEB回答方式の導入の検討）
④男女共同参画に関する図書等の充実	図書等の充実及び関連資料の収集、登録図書の周知
(2) 人権尊重意識の啓発	
①人権尊重に関する啓発	人権尊重パンフレットの配布等による啓発 人権相談の充実、関係機関との連携強化 人権教室（小中学生対象・最大15校） 人権相談（月4回）
②性的多様性に関する啓発	LGBT等性的少数者に関する正しい理解の啓発

【主な指標】

指標項目	令和4 (2022) 年度	令和10 (2028) 年度	備考
	実績	目標	
市広報紙・ホームページ等での男女共同参画に関する啓発	年1回	年2回	
男女共同参画に関する講習会等の開催	年1回	年2回	
人権教室の開催	8校	最大15校	
人権が尊重されているまちだと思う人の割合	54.2%	58.0%	山武市「まちづくりアンケート」より
「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方について「そう思わない」人の割合	82.8%	87.0%	山武市「まちづくりアンケート」より
男女共同参画社会という用語の認知度	34.5%	40.0%	山武市男女共同参画に関する市民意識調査より

(2) 男女共同参画推進のための教育の推進

【施策の方向】

性別にとらわれない意識を育む家庭教育、子育て学習の機会の充実に取り組みます。

家庭は子どもが人間として成長をしていく上で、重要な役割を担う生活の場であり、また、学校教育の場も、男女共同参画意識づくりに大きな影響を及ぼすことから、家庭、学校、社会などにおける教育や学習は、ジェンダー平等を含めた人権尊重の意識を根づかせていく上で大変重要です。

様々な学習機会を通じて、ジェンダー平等意識の浸透を図れるような学習プログラムを実施し、ジェンダー平等教育を進めます。

また、進学先や就職など、進路における固定的な性別役割分担意識は、個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するもので、男女共同参画が進まない要因となっています。性別に関わりなく個性と能力を発揮し、多様な選択を可能にするため、学校における教育活動全体を通じて、性別にとらわれない生き方や働き方を示すなど、学ぶ機会の提供に努めます。

【具体的な施策】

(1) 学校等における男女共同参画に関する教育の推進	
①思春期保健の推進	思春期教室（赤ちゃんふれあい体験教室等）の実施 性教育講座の実施
②男女共同参画の視点に 立った学校運営の推進	男女共同参画の視点に立った学校運営 教職員の研修の充実 子ども一人ひとりにあった多様な選択ができる進路指導の推進
③男女共同参画の視点に 立った保育の推進	幼稚園・こども園におけるジェンダー平等についての理解促進
(2) 学校・社会教育における男女共同参画に関する学習機会の充実	
生涯学習や家庭教育での 学習機会の充実	まちづくり出前講座、各種講座の開催、家庭教育 学級・家庭教育講座等、生涯学習情報の周知と各種講座の参加 促進 家庭教育学級新聞の発行による情報の提供、家庭教育相談員に よる相談の実施

【主な指標】

指標項目	令和4 (2022) 年度	令和10 (2028) 年度	備考
	実績	目標	
市内小中学校の思春期教室・性教育講座実施率	60.0%	80.0%	
家庭教育学級の開催（各校 年2回）	13/21 園・校	全校実施	全体実施回数 40 回
「学校教育の場」で男女の地位が平等 になっていると思う割合	54.8%	60.0%	山武市男女共同 参画に関する 市民意識調査 より

(3) あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】

【施策の方向】

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。この認識を広く社会に徹底し、市民一人ひとりが認識を持つための啓発に努め、あらゆる暴力の根絶を目指します。

DVに関する正しい理解の促進を図るとともに、被害者の早期発見、早期対応につなげるため、「配偶者暴力相談支援センター」の周知に努めます。併せて、研修等による相談員の知識・技術の向上に努め、被害者の自立に関する支援を行います。

また、各種ハラスメントの防止に向けて、事業者等に対してハラスメントに関する法制度の周知に努め、ハラスメント防止対策を推進します。

【具体的な施策】

(1) あらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくり	
①DV防止に向けた啓発	DV防止に関するパンフレット等の配布による情報提供 相談窓口の周知 高齢者・障がい者への相談窓口の設置
②各種ハラスメント防止に向けた啓発	市職員・教職員に対する啓発 市民・事業所に対する啓発
③児童虐待防止対策	児童虐待防止・予防対策の推進
④健診・家庭訪問等による見守り活動	乳幼児健診未受診者への家庭訪問 乳幼児健診、相談事業後の対応
⑤地域安全活動	防犯パトロールの実施 防犯灯の維持管理 防犯カメラの設置 児童・生徒の安全確保のための見守り活動 防災無線での見守りの呼びかけ
⑥若年層への教育の充実	暴力を許さない意識の醸成
(2) DV被害者等に対する支援体制の充実	
①DV相談体制の環境整備	女性相談員支援員等の配置 相談窓口についてのパンフレット等による周知
②被害者の緊急保護	関係機関と連携し、被害者に適切な支援を行うとともに、状況に応じて一時保護の支援の実施 被害者の心のケア
③被害者の支援の推進	関係機関と連携し、被害者の自立支援の実施 要保護児童対策地域協議会の開催 子ども家庭総合支援拠点の運営

【主な指標】

指標項目	令和4 (2022) 年度	令和 10 (2028) 年度	備考
	実績	目標	
防犯パトロールの実施	週 2 回	週 2 回	
D V 防止に関する広報及び啓発	年 3 回	年 3 回	
D V に対する相談機関を知らない人の割合	13.8%	低下を目指す	山武市男女共同 参画に関する 市民意識調査 より
D V に対して相談しなかった人の割合	57.6%	低下を目指す	山武市男女共同 参画に関する 市民意識調査 より

基本目標２ 家庭・地域における男女共同参画の環境づくり

(4) 支え合いの家庭づくり

【施策の方向】

男女がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、夫婦（パートナー）間でのコミュニケーションをよく図り、互いに人格を尊重し合い、理解することが重要です。このため、ともに責任と役割を分かち合うことのできる家庭づくりに向けて、家事や育児・介護における男性の参画促進などの啓発や学習機会の提供を図ります。

【具体的な施策】

(1) 家庭における男女共同参画の促進	
家事等への男性の参画促進	パパママサロンの開催等による家庭における男女共同参画の促進 子育て情報誌による啓発、情報提供
(2) 家事に対する意識改革の促進	
家事・育児、介護等に関する講座等の開催	まちづくり出前講座、家庭教育学級・家庭教育講座等の開催 パパママサロンでの講座の実施 家族介護支援等の実施 ヘルパー養成講座やボランティア養成講座等の紹介 パンフレット等による家事等への男性参画意識づくりの啓発

【主な指標】

指標項目	令和4 (2022) 年度	令和10 (2028) 年度	備考
	実績	目標	
子育てが幸せ、楽しいと思う乳幼児の保護者の割合	92.4%	95.0%	乳児(集団)・1歳6か月児・3歳児健康診査
家庭教育学級の開催(再掲)(各校 年2回)	13/21 園・校	全校実施	全体実施回数40回
男性が家事・育児に積極的に参加している割合	38.6%	45.0%	山武市「まちづくりアンケート」より

(5) 活力ある地域づくり

【施策の方向】

男女とも地域活動に参画することで家庭生活の充実につながることから、地域活動や市民活動への参加を促進し、ワーク・ライフ・バランスにつなげていきます。

また、多様化する地域の課題やニーズに対応していくためには人材の確保が必要となるため、性別や年齢に関わらず、地域で暮らす誰もが知識や経験、能力を十分に発揮し、地域社会の担い手となるよう、男女共同参画の意識を啓発します。

また、地域活動の場において男女がともにその責任を分かち合うことができるよう、ボランティア活動の促進や団体への支援に取り組みます。

【具体的な施策】

(1) 地域活動における男女共同参画の促進	
①市民団体の活動支援	市民団体への支援 市民活動の活性化 市民提案型交流のまちづくり推進事業
②地域活動に関する情報提供	地域活動、ボランティア活動に関する情報提供 地域の慣習・慣行を見直し、誰もが参加しやすい地域活動の推進 男女共同参画に係る家庭、職場、地域での慣習・慣行の見直し促進

【主な指標】

指標項目	令和4 (2022) 年度	令和 10 (2028) 年度	備考
	実績	目標	
市民活動（地域活動）に参加している市民の割合	33.2%	向上を目指す	山武市「まちづくりアンケート」より
地域まちづくり協議会の設置数	3 組織	4 組織	
あらゆる分野で男女が対等に参画していると思う市民の割合	20.5%	25.0%	山武市「まちづくりアンケート」より

基本目標3 男女が共に参画し活躍する社会づくり

(6) 政策・方針決定過程への男女の参画推進【女性活躍推進計画】

【施策の方向】

あらゆる分野の意思決定の場において、一方の性に偏らずさまざまな意見を取り入れることができるよう、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進に取り組みます。

本市の施策執行の調査、審議等を行う機関である、地方自治法の規定に基づく附属機関の委員に、性別に偏りが無い様に促し、男女が共にあらゆる分野で活躍できるように意欲を高揚し、能力を開発していくためのエンパワーメントの機会としていきます。

また、研修や講座などにより女性リーダーを育成するとともに活動に対して支援に努めます。

※エンパワーメント・・・個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出し、湧き出させること

【具体的な施策】

(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進	
①審議会等への女性の参画促進	審議会委員への登用 農業委員への積極的な登用
②女性の参加促進に向けた市民への啓発と女性の視点を取り入れた施策等の促進	女性の参画促進に関する市民への啓発 女性の視点を取り入れた意見の施策等への反映
(2) 行政機関での女性の参画促進	
適性に応じた職員配置と職員研修の推進	男女共同参画に関する職員研修の実施 適性に応じた職員配置 女性管理職の登用のための環境づくり

【主な指標】

指標項目	令和4 (2022) 年度	令和10 (2028) 年度	備考
	実績	目標	
審議会等における女性委員の割合	26.7%	40.0%	
女性管理職の割合（市職員）	22.6%	40.0%	

(7) 男女の働く環境づくりの推進【女性活躍推進計画】

【施策の方向】

誰もが自らの希望に応じた働き方を実現することができる、働きやすい職場環境の実現を目指し、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性などについて企業への啓発を行います。

また、男女が対等な立場で働くには、就労に関するあらゆる条件が男女均等の視点から整備される必要があります。そのため、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保をさらに推進するよう周知を図ります。

さらに、女性が積極的にキャリア形成するために、仕事に取り組み、能力を磨くことを支援するとともに、女性の起業やキャリアアップ支援の充実を図ります。

【具体的な施策】

(1) 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	
ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	ワーク・ライフ・バランス、育児・介護休業制度の市民・事業所等への周知啓発・情報提供 パートタイマー相談事業（労働局実施事業）の情報提供 優良企業の表彰、紹介（県実施事業） えるぼし認定・くるみん認定・イクボス宣言企業、一般事業主行動計画についての事業所への啓発
(2) 働き続けられる環境の整備	
①再就職支援の推進	再就職希望者への情報提供 ひとり親及び障がい者の就労促進給付金等の情報提供 起業セミナー・就業支援のための講習会等の情報提供 ひとり親のための職業訓練促進給付金支給事業の推進
②市役所の働きやすい環境づくり	育児休業制度や育児参加休暇等の利用促進
(3) 農業・自営業等に従事する女性への支援	
①農業や自営業等の従事者の働きやすい環境づくり	山武市商工会女性部・山武郡市農業協同組合女性部との連携、活動支援
②農業・農村の男女共同参画の推進	農業・農村男女共同参画推進事業の推進 家族経営協定に関する啓発 家族経営協定の締結促進
③女性の起業支援	起業関連情報の提供

【主な指標】

指標項目	令和4 (2022) 年度	令和 10 (2028) 年度	備考
	実績	目標	
家族経営協定の締結数	年 97 件	年 100 件	
ワーク・ライフ・バランスという用語 の認知度	43.6%	46.0%	山武市男女共同 参画に関する 市民意識調査 より

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

(8) 子育て支援の推進

【施策の方向】

夫婦がともに育児について理解し、共有できる環境づくりを支援するとともに、育児に関する様々な問題や不安を解消するため、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

また、家庭において、男女が生活の上で自立し、責任を担い合うことは、すべての分野において男女共同参画を推進することにつながります。男女が共に育児など家庭生活に必要な知識や技術を身につけることのできる機会や場を提供します。

【具体的な施策】

(1) 保育サービス・子育て支援の推進	
①子ども・子育て支援サービスの推進	山武市子ども・子育て支援事業計画に基づく、次世代育成支援施策、子ども・子育て支援事業の推進
②保育サービス・相談支援の充実	山武市子ども・子育て支援事業計画に基づく子ども・子育て支援サービスの推進 家庭児童相談室の運営 子育て支援センター事業 子育て世代包括支援センター（はぴねす）での相談事業 乳児訪問・面接 すくすく広場、子育て支援センターでの各種講座への参加促進

【主な指標】

指標項目	令和4 (2022) 年度	令和10 (2028) 年度	備考
	実績	目標	
子育て講座の開催件数	年 36 回	増加を目指す	
乳児面接実施率	100%	100%	

(9) 自立を支える福祉の推進

【施策の方向】

介護の現状はいまだ女性の負担になっている場合が多く、仕事を辞めなければならない人も少なくありません。安心して働き続けるために、多様な就労形態や育児支援を考慮した介護支援体制の充実や相談支援の実施に取り組めます。

社会的に困難な状況に置かれがちなひとり親家庭に対し、生活の安定と経済的自立に向けた支援や、日常生活における様々な支援を行っていくことが大切です。ひとり親家庭等の様々な相談に応じ、指導・助言に努めます。また、ひとり親家庭等の経済的負担軽減のための各種支援を図ります。

【具体的な施策】

(1) 介護での男女共同参画と介護等サービスの推進	
介護への男性参画と高齢者・障がい者の生活支援の推進	障がい者相談支援事業による生活支援・情報提供 一般介護予防事業の推進 生活支援体制整備事業の推進
(2) ひとり親家庭への支援	
相談支援体制の推進・経済的支援	民生委員児童委員による相談 母子・父子家庭自立支援員、家庭相談員の配置 ひとり親家庭への子育て相談 ひとり親家庭等医療費等の助成（県補助事業） 児童扶養手当（国事業）
(3) 生活上の困難に直面する男女への支援	
①バリアフリー等の推進	バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進
②地域福祉の推進	支え合い、見守り活動等の促進 生活困窮者相談支援 子どもの貧困対策

【主な指標】

指標項目	令和4 (2022) 年度	令和10 (2028) 年度	備考
	実績	目標	
ひとり親家庭の自立率 ※	11.6%	増加を目指す	第3次山武市総合計画より
地域福祉活動をしている市民の割合	18.6%	19.0%	山武市「まちづくりアンケート」より

※ひとり親家庭の自立率＝本人所得超過による児童扶養手当全部支給停止世帯数/児童扶養手当受給（手当が全部停止となっている世帯を含む）世帯数

(10) 生涯にわたる健康づくりの支援

【施策の方向】

生涯にわたる女性の健康支援は、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）についての意識の浸透が大切です。また、女性は生物学的性差のために、ライフサイクルを通じて男性と異なる身体の変化や病気があります。

妊娠または出産等において、夫婦やパートナーの双方がよりよい協力関係を保つとともに、女性は妊娠や出産に関わることにについて、正しく適切な情報に基づいて、自らの意思で選択することができ、男性はその意思を尊重し、協力していくことができるよう、支援体制の充実を図ります。

【具体的な施策】

(1) 母性の尊重と母子保健の推進	
①母性に関する啓発	パパママサロンによる母性に対する意識啓発
②妊産婦の支援	妊産婦訪問・相談 産前産後サポート事業 産後ケア事業 乳幼児健康診査
(2) 生涯にわたる心と体の健康支援	
心身の健康支援	健康相談・保健指導の充実 健康診査・各種がん検診 自殺対策 思春期教室

【主な指標】

指標項目	令和4 (2022) 年度	令和10 (2028) 年度	備考
	実績	目標	
乳幼児健康診査受診率	96.9%	受診率の増加 を目指す	
がん検診を年1回受けている市民の割合	43.1%	50.3%	山武市「まちづくりアンケート」より
乳がん・子宮がん検診の受診率	乳がん検診 18.8% 子宮がん検診 10.1%	受診率の増加 を目指す	
自殺率（10万対）※	24.3人 （令和4年 確定値）	低下を目指す	

※自殺率＝自殺者数÷人口×100,000人

(11) 防災における男女共同参画の推進

【施策の方向】

災害によって受ける影響は性別によって異なるため、避難所の運営等において、女性の視点が取り入れられるなど、十分な配慮が求められます。

また、市民一人ひとりが地域の安全を市民全体で守るという共通認識を持ち、誰もが安全・安心な生活を送ることができるよう、男女共同参画の視点に立った防災活動の推進に取り組みます。

【具体的な施策】

(1) 防災における男女共同参画の推進	
①男女共同参画の視点を 取り入れた防災対策の 推進	男女の視点での防災備蓄、避難訓練、災害時要支援者避難誘導 対策 女性の視点を取り入れた地域防災計画の見直し 女性の視点を取り入れた防災備蓄・設備の推進
②自主防災組織の育成	男女の視点を取り入れた自主防災組織の活動支援 女性の防災士資格取得促進
③女性防災リーダーの育 成	女性消防団の増員

【主な指標】

指標項目	令和4 (2022) 年度	令和10 (2028) 年度	備考
	実績	目標	
市職員における男女共同参画の視点を 取り入れた避難所対応研修の開催	年1回	年1回	
防災備蓄における女性用品や乳幼児 用品の整備割合	100%	100%	



計画の推進

1 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現には、性別による固定的役割分担意識や社会慣習にとらわれず、男女が個人として尊重され、家庭や職場、地域のあらゆる分野において共に責任を分かち合う社会を築くことが必要です。

本計画を推進するために、市民をはじめ、事業主、各種団体と連携し、男女共同参画社会の形成を推進します。

(1) 庁内推進体制の充実

庁内各課と連携し、計画の進行管理を実施します。また、市職員に対する男女共同参画の周知及び啓発を行います。

(2) 国、県との連携強化

国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。

千葉県男女共同参画地域推進員を推薦し、地域における男女共同参画社会づくりを推進するとともに、県内市町村との情報交換を図り、よりよい男女共同参画施策につなげます。

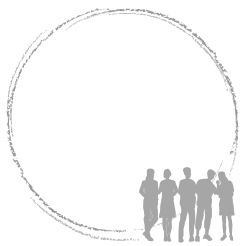
(3) 施策の検証

山武市男女共同参画推進懇談会において、計画の進捗状況を報告し、学識経験者や市民の意見を収集・反映した検証・評価を実施し、適正な進行管理に努めます。また、毎年度推進状況及び評価結果を公表します。

進捗管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを繰り返していきます。

なお、上位計画である第3次山武市総合計画では、市民参画の一環としてまちづくりアンケートを実施し、施策の実績や目標等の指標を設定しています。

本計画においてもまちづくりアンケートの指標値を引用しています。



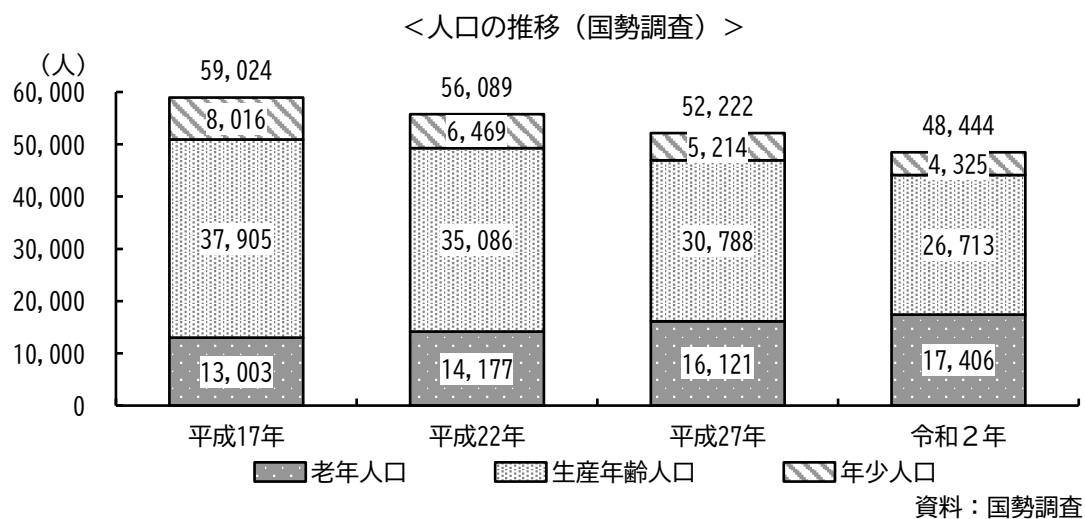
資料

1 山武市の状況

(1) 人口・人口構成

山武市の人口は、国勢調査では平成17年の59,024人から令和2年の48,444人に減少しています。年齢区分別では、15～64歳の生産年齢人口が多いものの、その比率は減少傾向にあり、平成17年に64.3%だった構成比は令和2年には55.1%に減少しています。一方、65歳以上の老年人口は増加傾向にあり、令和2年には17,406人に上り、構成比は35.9%になっています。

住民基本台帳の人口は、平成30年の52,701人から令和5年の49,103人に減少しています。年齢区分別では、15～64歳の生産年齢人口の比率は微減しており、平成30年に58.0%だった構成比は令和5年には54.8%に減少しています。65歳以上の老年人口は年々微増しており、令和5年には18,077人に上り、構成比は36.8%になっています。

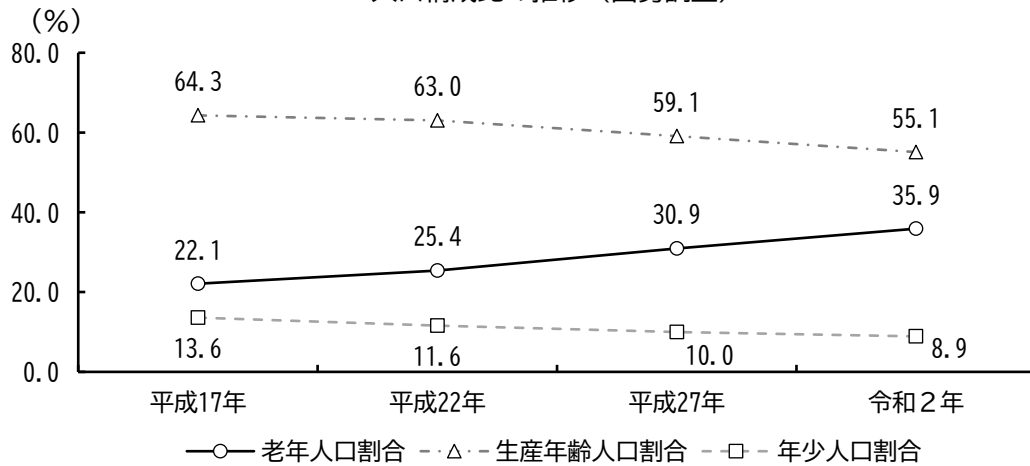


単位：人

項目	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
老年人口	13,003	14,177	16,121	17,406
生産年齢人口	37,905	35,086	30,788	26,713
年少人口	8,016	6,469	5,214	4,325
総人口	59,024	56,089	52,222	48,444

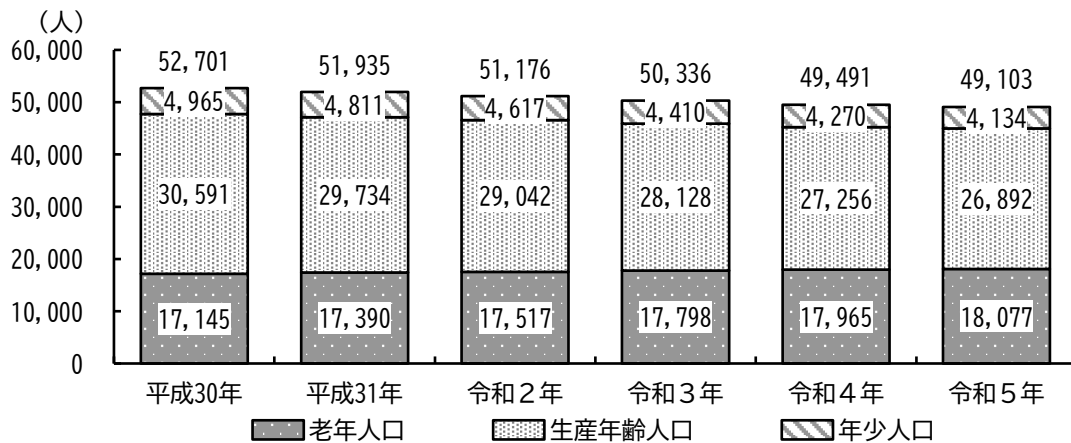
資料：国勢調査

<人口構成比の推移（国勢調査）>



資料：国勢調査

<人口の推移（住民基本台帳）>

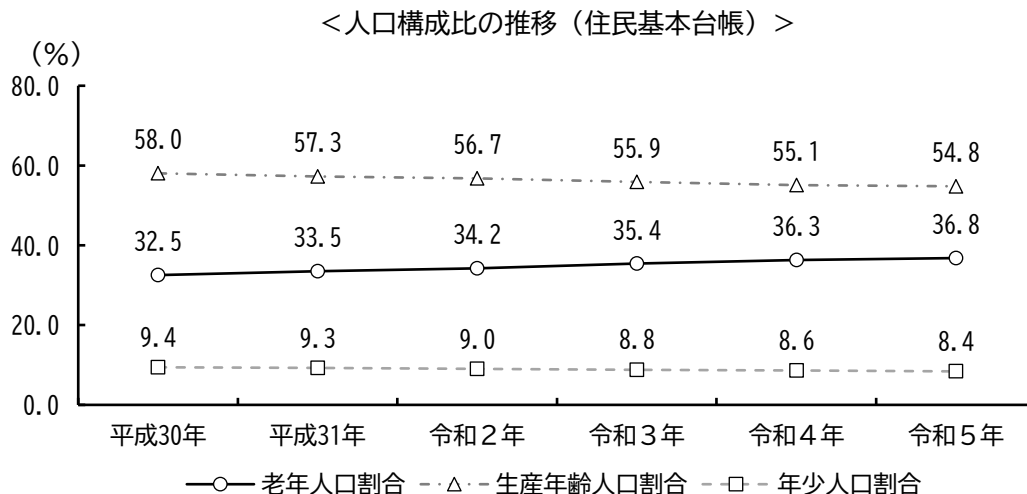


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

単位：人

項目	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
老年人口	17,145	17,390	17,517	17,798	17,965	18,077
生産年齢人口	30,591	29,734	29,042	28,128	27,256	26,892
年少人口	4,965	4,811	4,617	4,410	4,270	4,134
総人口	52,701	51,935	51,176	50,336	49,491	49,103

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



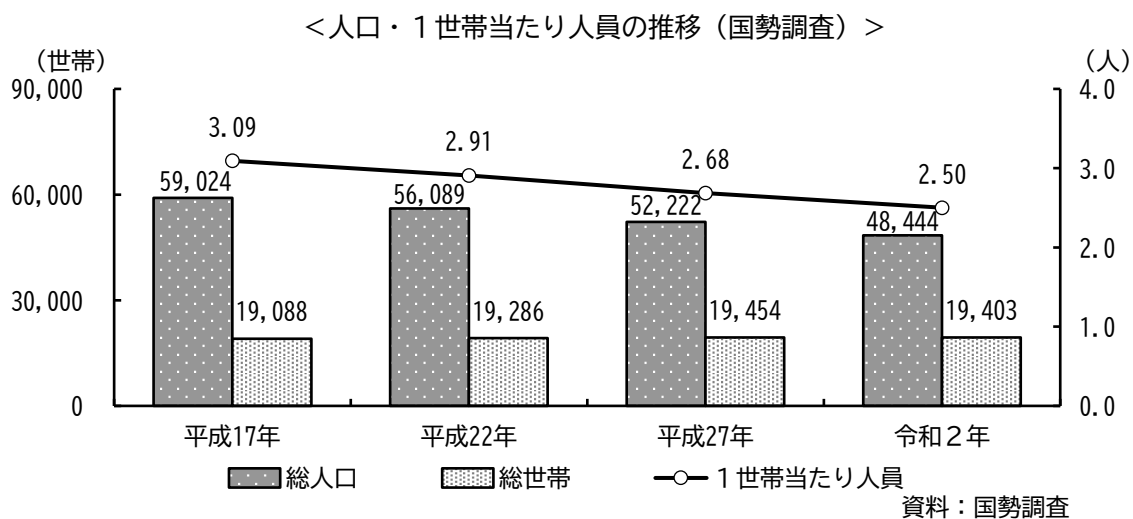
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

（２）世帯数・世帯構成

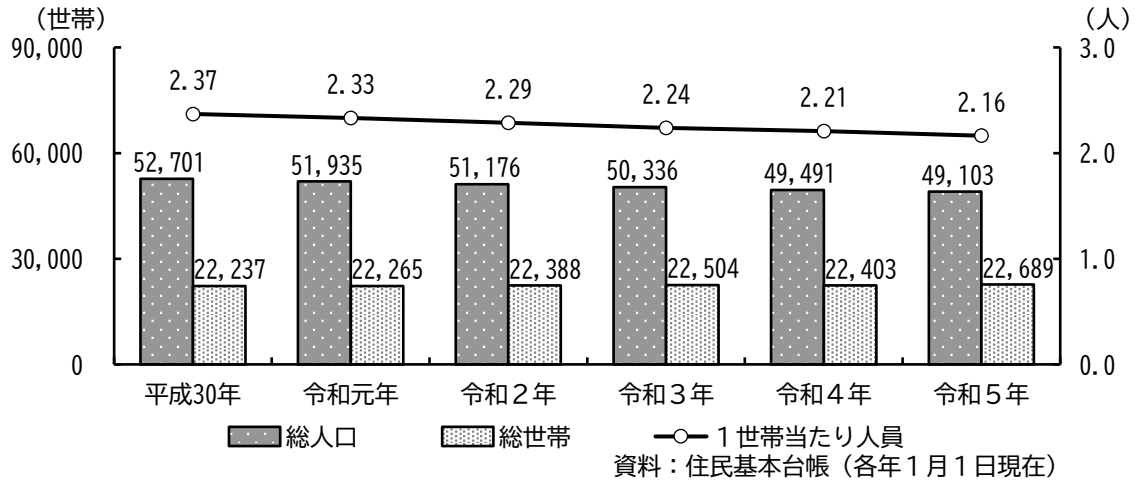
世帯数は、国勢調査では平成17年の19,088世帯から令和2年には19,367世帯に増加しており、また、1世帯当たり人員も緩やかに減少し、令和2年には2.50人となっています。

住民基本台帳では、平成30年の22,237世帯から令和3年に22,504世帯に増加し、令和4年には一旦減少したものの、令和5年には再度増加して22,689世帯となっています。もっとも、1世帯当たり人員は緩やかに減少しており、令和5年には2.16人となっています。

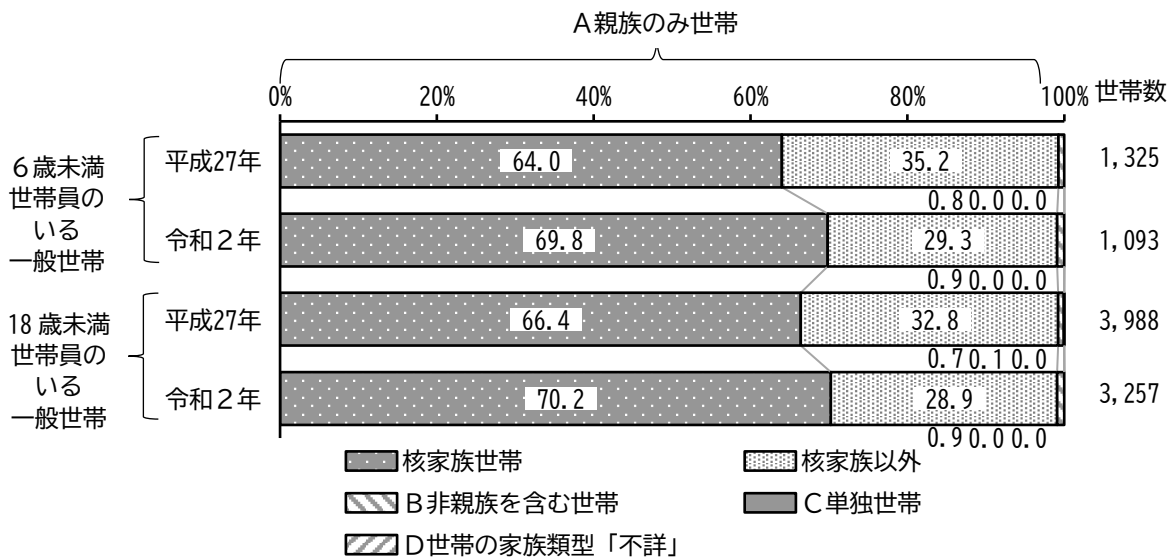
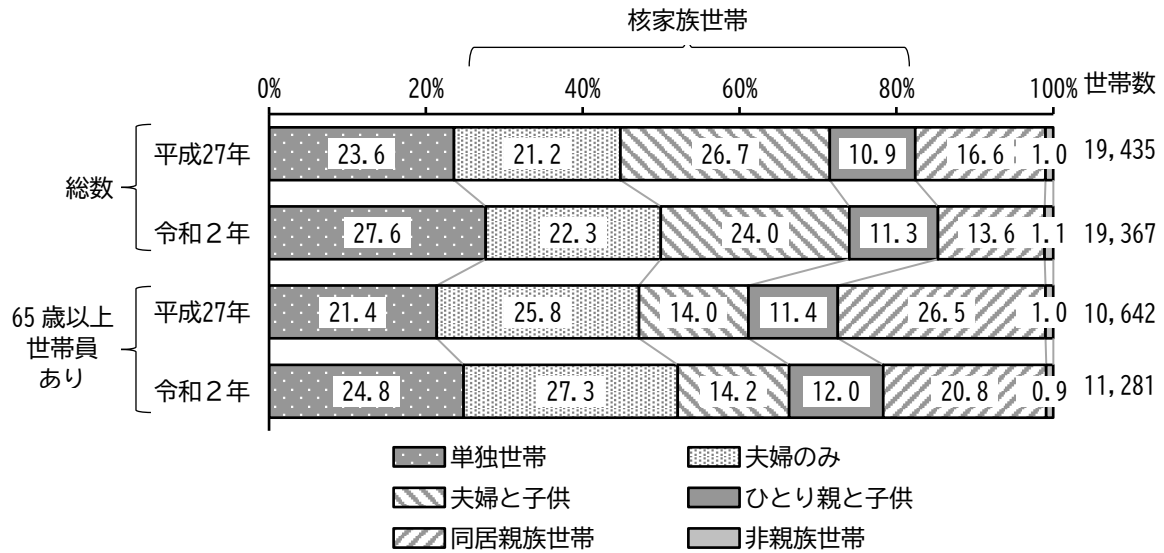
世帯構成は、平成22年と平成27年を比べると同居親族世帯割合が減少しており、65歳以上の高齢者のいる世帯では同居親族世帯が26.5%から20.8%に減少しています。また、18歳未満の子どものいる核家族世帯は、66.4%から70.2%に増加しています。



<人口・1世帯当たり人員の推移（住民基本台帳）>

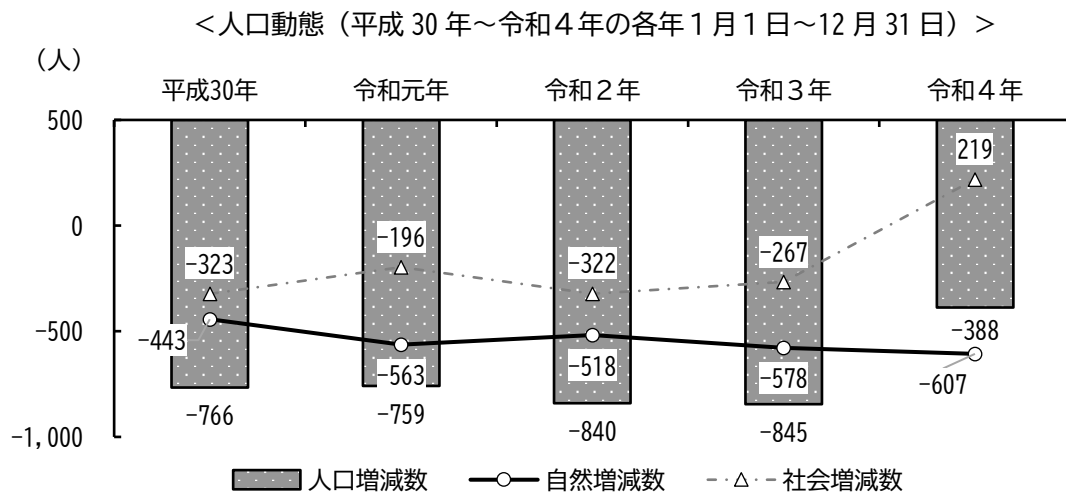


<世帯構成別割合の推移>



(3) 人口動態

人口増減数は、令和3年が近年では一番多く減少し、-845人となっています。自然増減数は、令和3年、4年では-600人前後減少しています。社会増減数は、令和3年までは減少が続いていたものの、令和4年では増加に転じ219人増加しています。

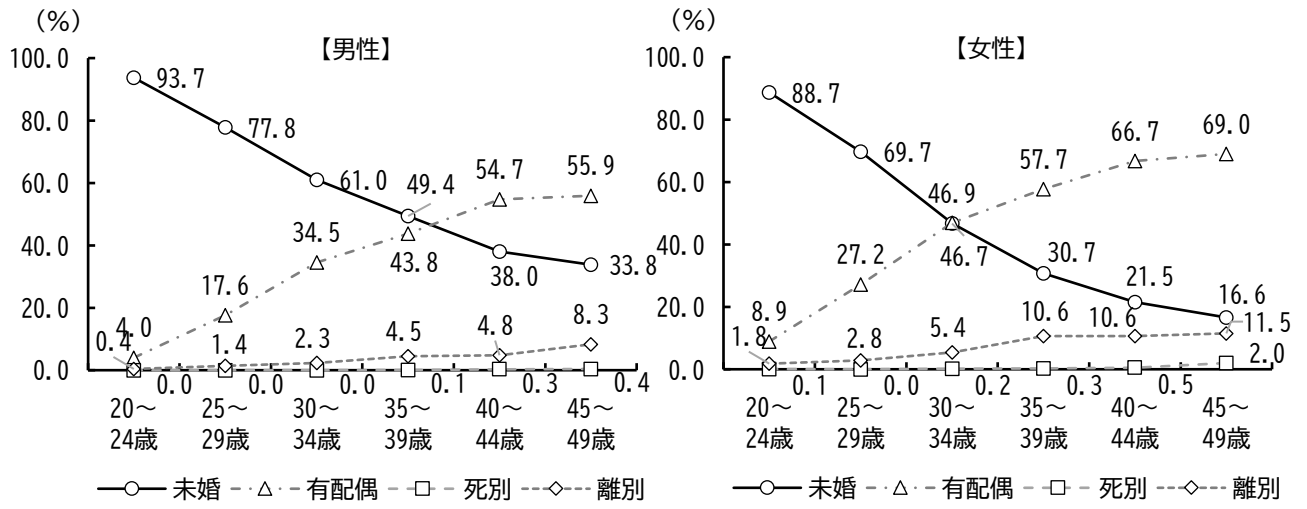


(4) 有配偶状況

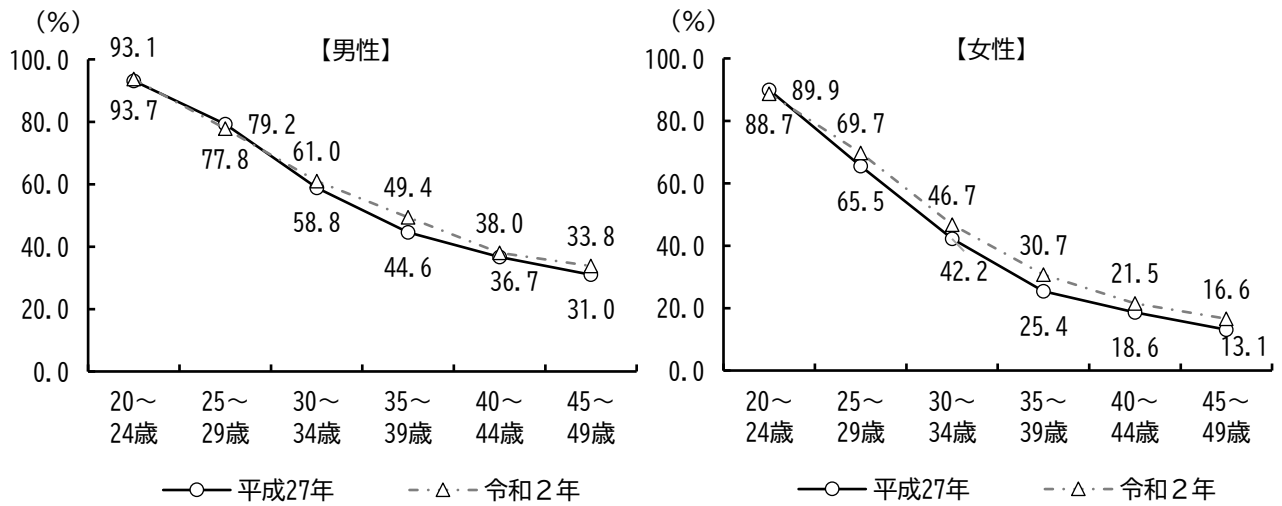
婚姻状況は、男女共に年齢が上がるにつれ有配偶が上がり、未婚が下がります。男性は、40～44歳を境に未婚と有配偶の推移が逆転し、有配偶が54.7%、未婚が38.0%となっています。女性は、30～34歳を境に未婚と有配偶の推移が逆転しますが、35歳以上では離別も上がり10%前後で推移しています。

未婚率は、年齢が上がるにつれ割合は下がります。平成22年と平成27年を比較すると、男性の25～29歳、女性の20～24歳を除いた各年代で未婚率が上がっています。最大で男性は35～39歳で4.8%、女性は35～39歳で5.3%の差となっています。

<男女5歳階級別配偶関係>



<男女5歳階級別未婚率>



(5) 就業者数

就業者数を平成27年と令和2年でみると、就業者数全体が25,865人から24,002人に減少しています。第1次産業は3,127人から2,640人に減少し、第2次産業は6,308人から5,631人に減少、第3次産業は15,582人から14,969人に減少しています。

男女別でみると、第1次・第2次産業に比べ第3次産業は男女共に割合が高くなっています。女性は第1次・第2次産業が10%台ですが、第3次産業は70%強と特に高くなっています。

<就業者数>

単位：人

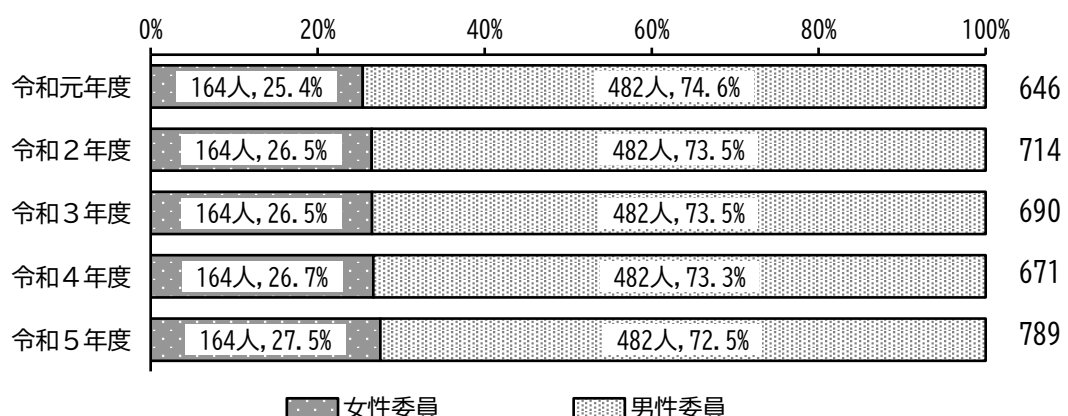
項目		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	合計
平成27年	総数	3,127	6,308	15,582	848	25,865
		12.1%	24.4%	60.2%	3.3%	100.0%
	男性	1,784	4,569	7,866	479	14,698
		12.1%	31.1%	53.5%	3.3%	100.0%
	女性	1,343	1,739	7,716	369	11,167
		12.0%	15.6%	69.1%	3.3%	100.0%
令和2年	総数	2,640	5,631	14,969	762	24,002
		11.0%	23.5%	62.4%	3.2%	100.0%
	男性	1,534	4,040	7,433	432	13,439
		11.4%	30.1%	55.3%	3.2%	100.0%
	女性	1,106	1,591	7,536	330	10,563
		10.5%	15.1%	71.3%	3.1%	100.0%

資料：国勢調査

(6) 審議会等の女性委員の割合

山武市の審議会等の総委員数の女性委員の割合は増加傾向にあり、令和5年度には、27.5%となっています。

<審議会等の女性委員の参画状況>



資料：庁内資料

2 市民の男女共同参画に関する意識・現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、満 18 歳以上の市民を対象に、男女共同参画についての市民の意識や実態を把握し、調査結果を「第 4 次山武市男女共同参画計画」の策定に向けた基礎資料とするとともに、今後の山武市の男女共同参画に関する施策に反映させていくことを目的としています。

② 調査対象

市民：市内在住の18歳以上の者2,000人

③ 調査期間

令和4年12月16日～令和5年1月19日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

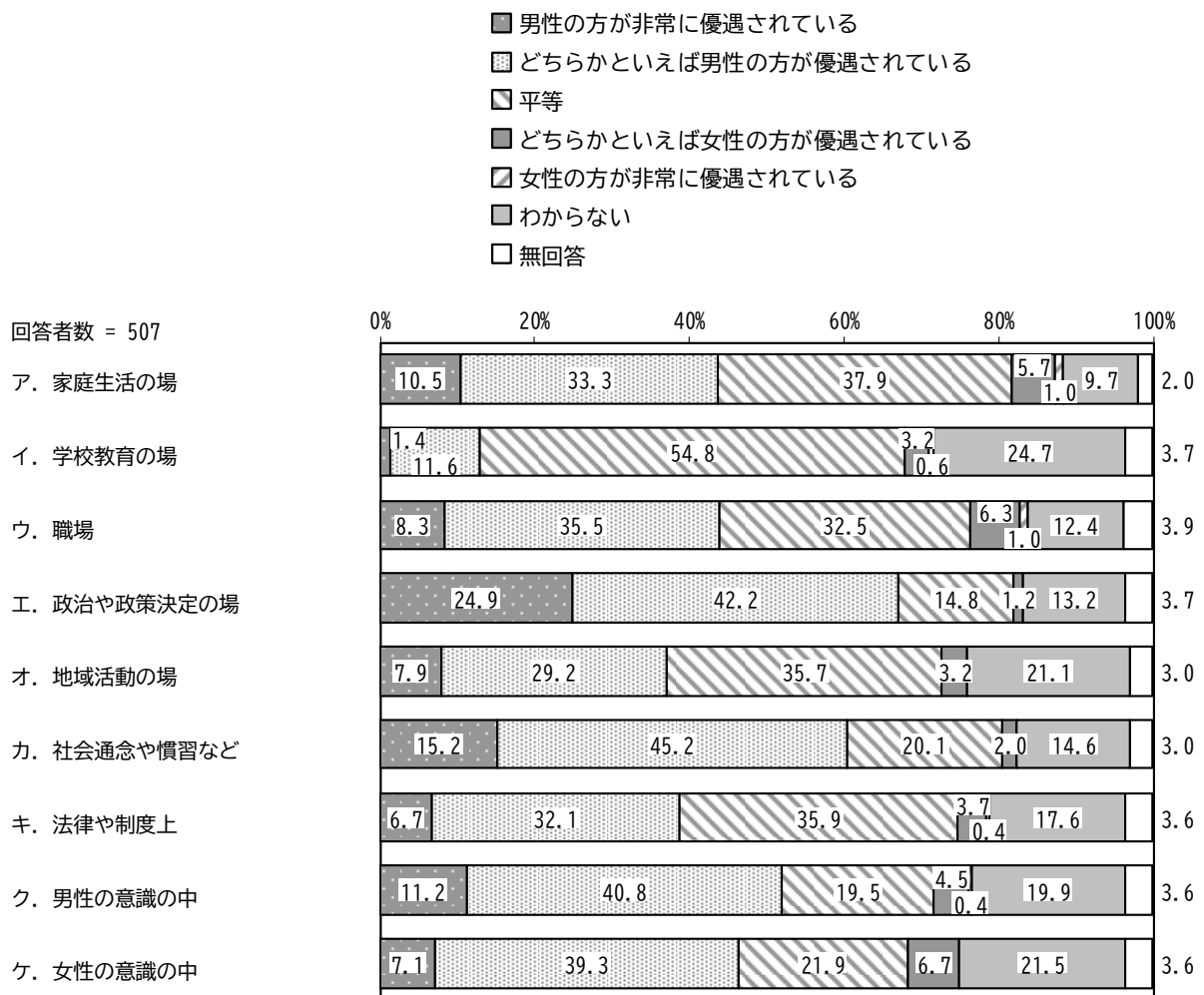
	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	2,000 通	507 通	25.4%

(2) 調査結果

① 男女共同参画・男女平等に関することについて

ア 男女の地位の平等感

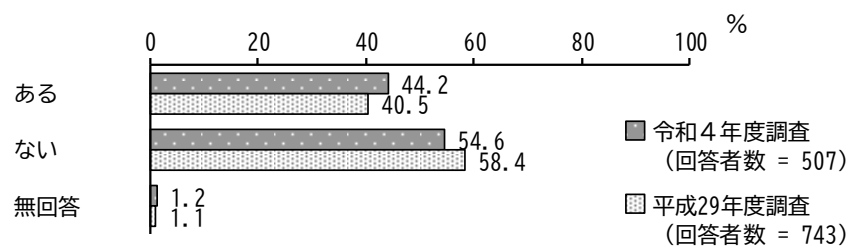
『エ. 政治や政策決定の場』、『カ. 社会通念や慣習など』、『ク. 男性の意識の中』、『ケ. 女性の意識の中』で「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合が高くなっています。



イ 性別に関する周囲の発言で精神的な負担を感じたことがあるか

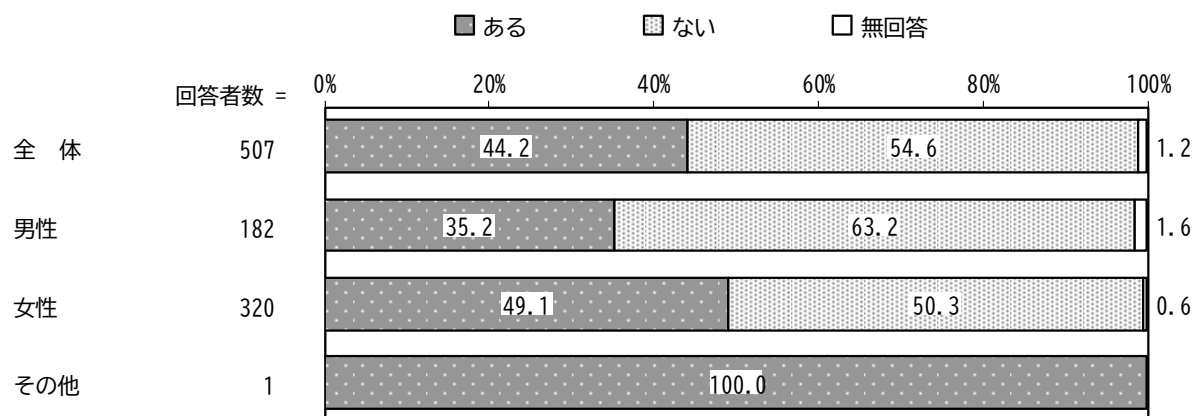
「ある」の割合が44.2%、「ない」の割合が54.6%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【性別】

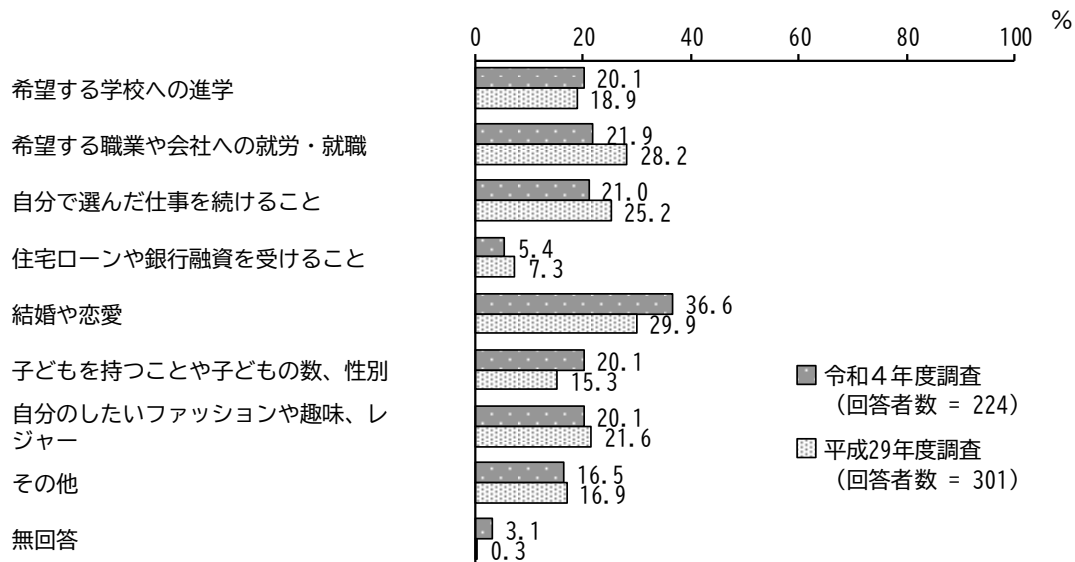
性別にみると、男性で「ない」の割合が高くなっています。



ウ 精神的な負担を感じる内容

「結婚や恋愛」の割合が36.6%と最も高く、次いで「希望する職業や会社への就労・就職」の割合が21.9%、「自分で選んだ仕事を続けること」の割合が21.0%となっています。

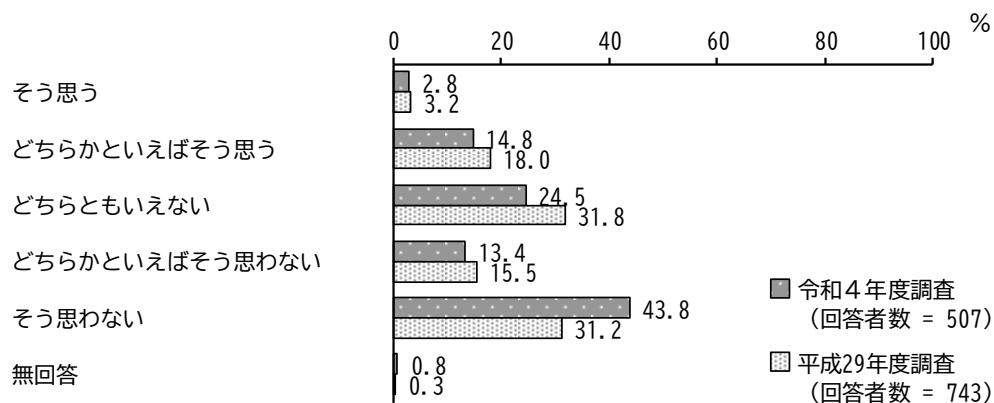
平成29年度調査と比較すると、「結婚や恋愛」の割合が増加しています。一方、「希望する職業や会社への就労・就職」の割合が減少しています。



エ 性別役割分担意識について

「そう思わない」の割合が43.8%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が24.5%、「どちらかといえばそう思う」の割合が14.8%となっています。

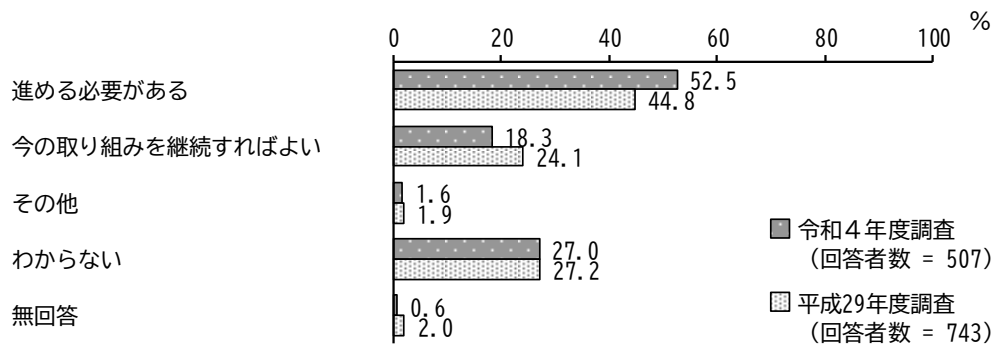
平成29年度調査と比較すると、「そう思わない」の割合が増加しています。一方、「どちらともいえない」の割合が減少しています。



オ 男女共同参画を進める必要性について

「進める必要がある」の割合が52.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が27.0%、「今の取り組みを継続すればよい」の割合が18.3%となっています。

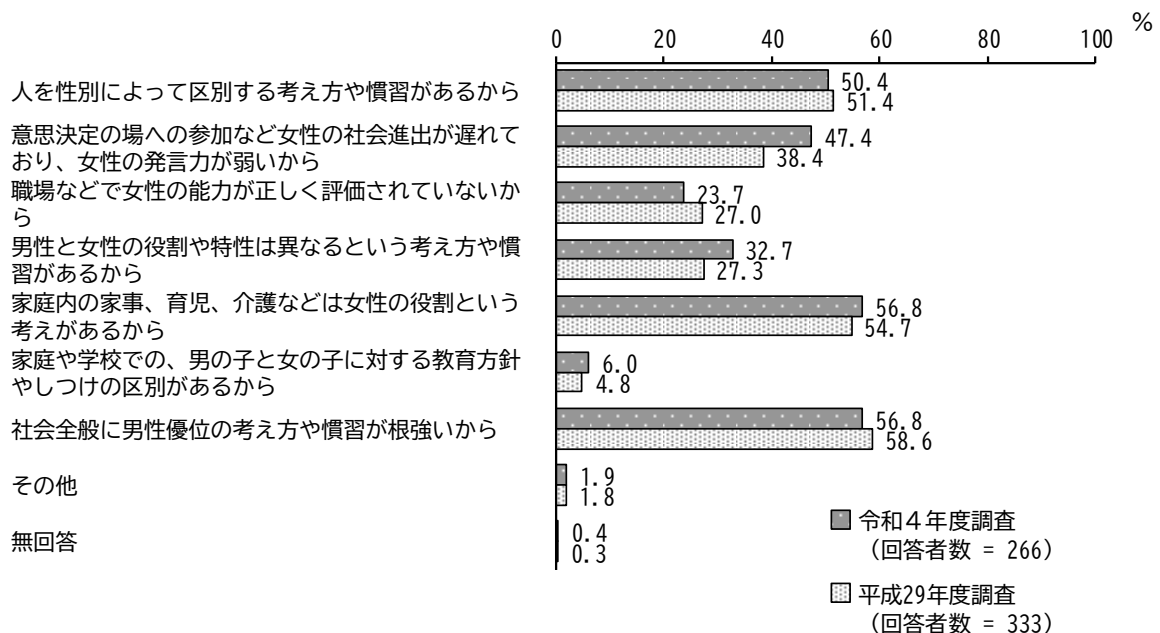
平成29年度調査と比較すると、「進める必要がある」の割合が増加しています。一方、「今の取り組みを継続すればよい」の割合が減少しています。



カ 男女共同参画を進めるべき理由

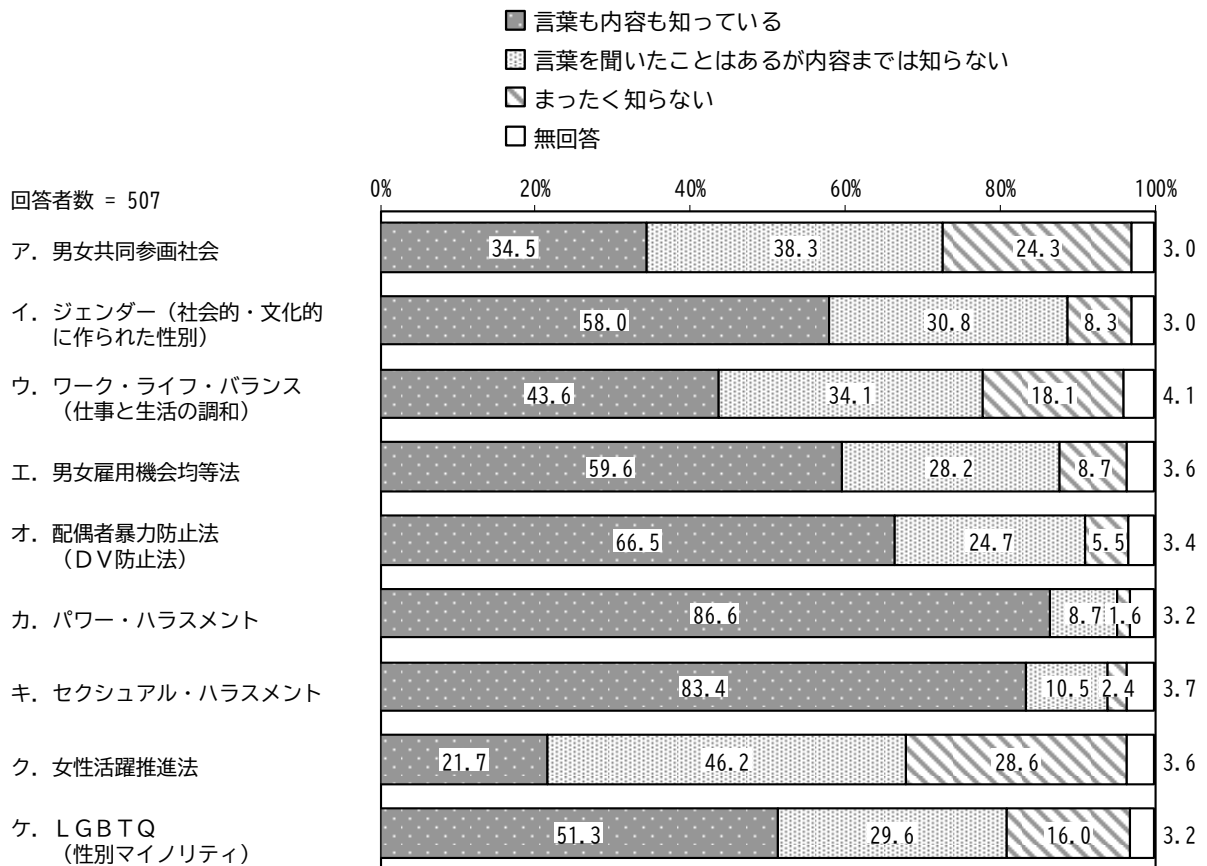
「家庭内の家事、育児、介護などは女性の役割という考えがあるから」、「社会全般に男性優位の考え方や慣習が根強いから」の割合が56.8%と最も高く、次いで「人を性別によって区別する考え方や慣習があるから」の割合が50.4%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「意思決定の場への参加など女性の社会進出が遅れており、女性の発言力が弱いから」「男性と女性の役割や特性は異なるという考え方や慣習があるから」の割合が増加しています。



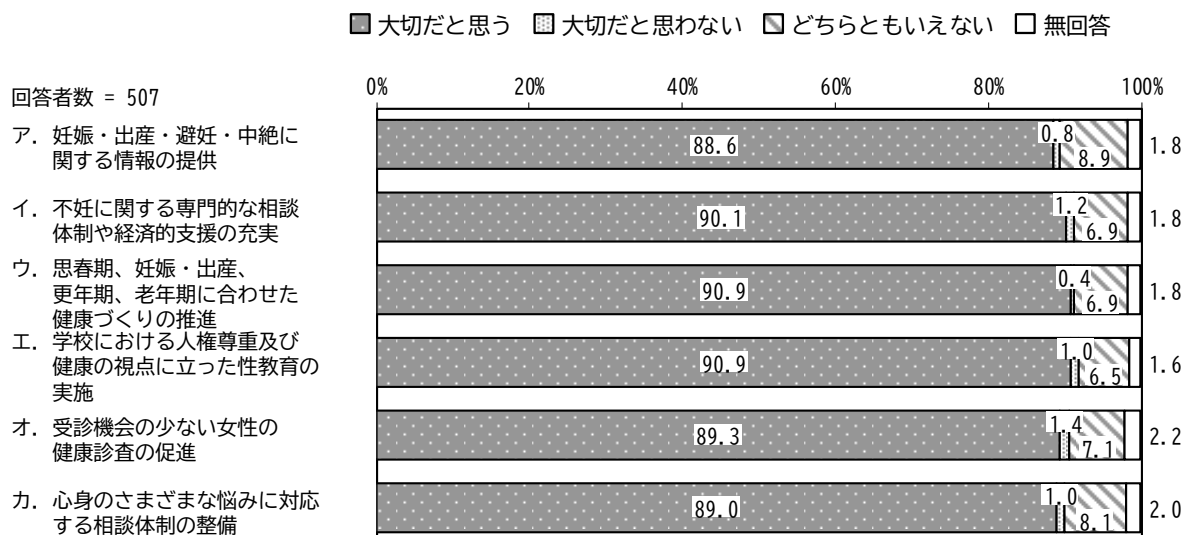
キ 言葉の認知度について

『イ. ジェンダー（社会的・文化的に作られた性別）』で「まったく知らない」の割合が、『ク. 女性活躍推進法』で「言葉を聞いたことはあるが内容までは知らない」の割合が高くなっています。



ク 女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために大切なこと

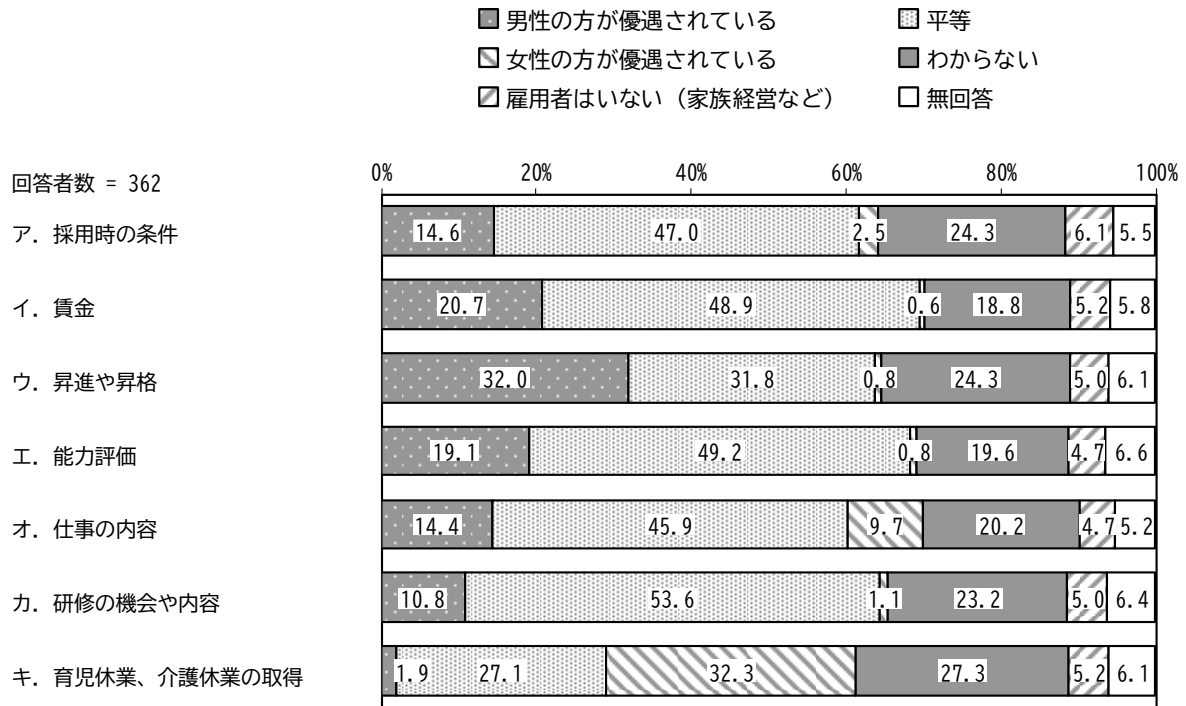
それぞれの項目で「大切だと思う」の割合が高くなっています。



② 職場について

ア 職場での男女平等感

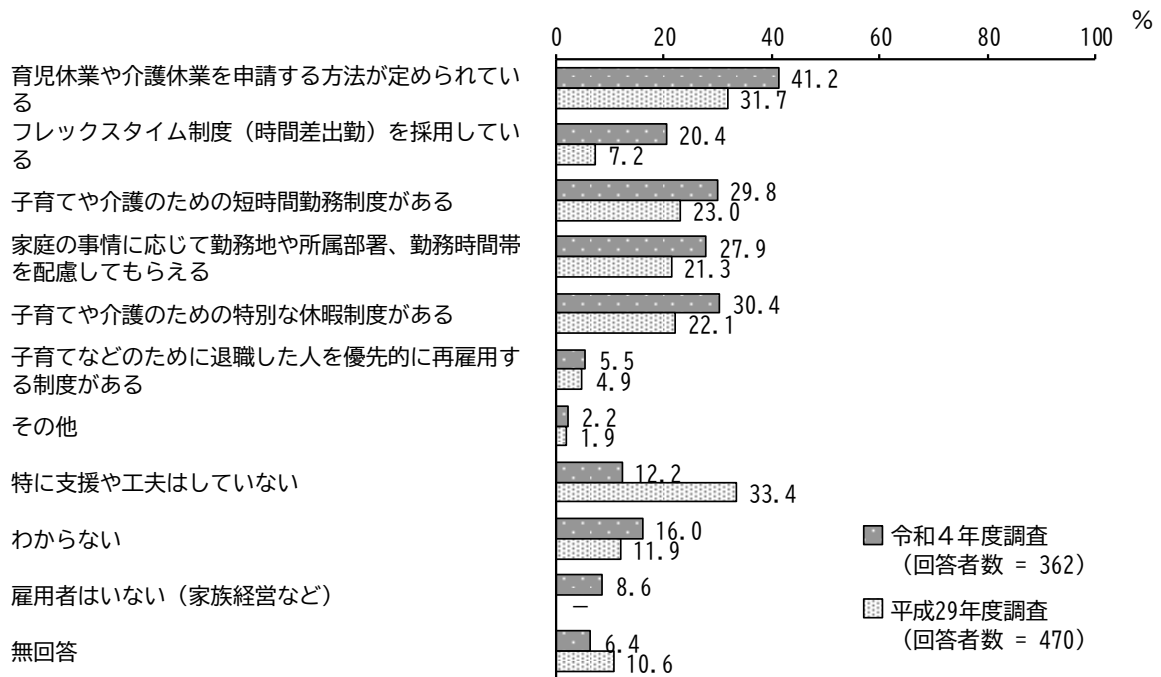
『ウ. 昇進や昇格』で「男性の方が非常に優遇されている」の割合が、『キ. 育児休業、介護休業の取得』で「女性の方が優遇されている」の割合が高くなっています。



イ 家庭と仕事の両立を支援するための工夫について

「育児休業や介護休業を申請する方法が定められている」の割合が41.2%と最も高く、次いで「子育てや介護のための特別な休暇制度がある」の割合が30.4%、「子育てや介護のための短時間勤務制度がある」の割合が29.8%となっています。

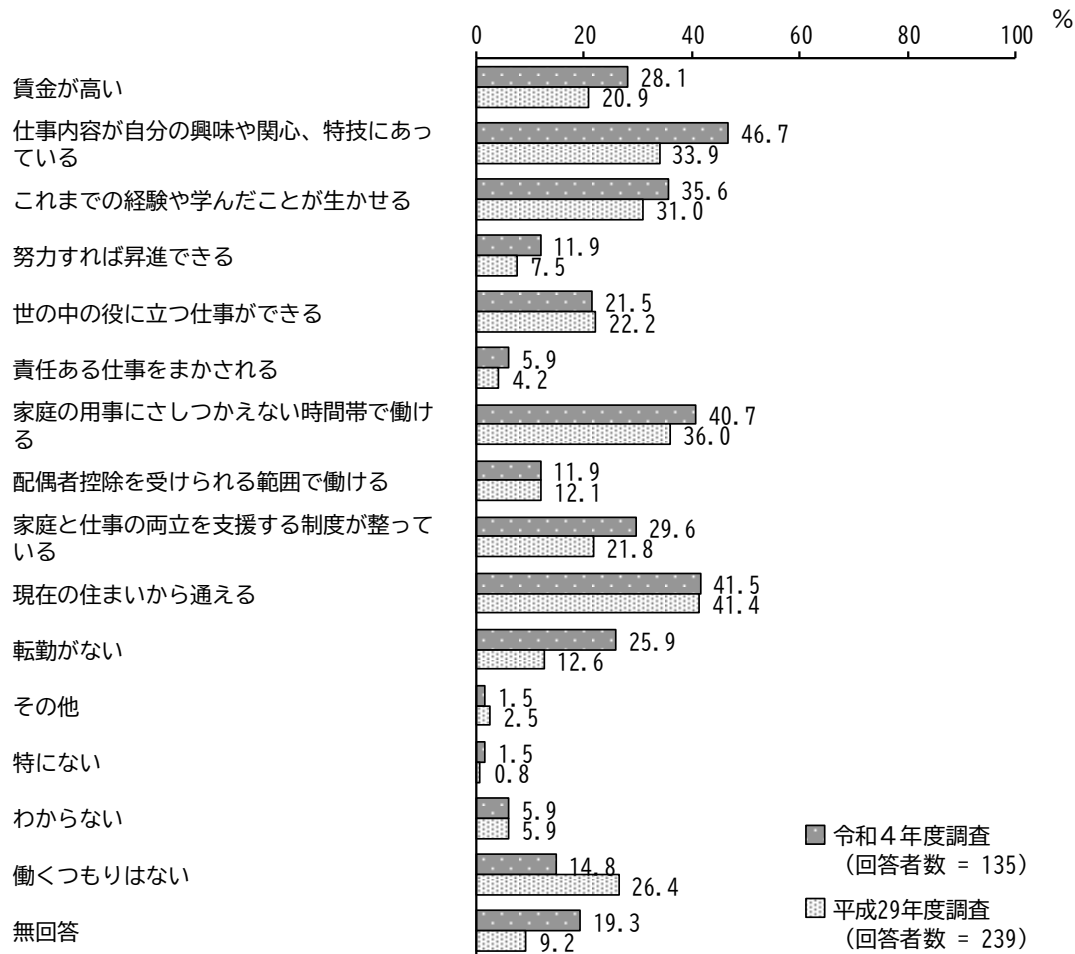
平成29年度調査と比較すると、「育児休業や介護休業を申請する方法が定められている」「フレックスタイム制度（時間差出勤）を採用している」「子育てや介護のための短時間勤務制度がある」「家庭の事情に応じて勤務地や所属部署、勤務時間帯を配慮してもらえる」「子育てや介護のための特別な休暇制度がある」の割合が増加しています。一方、「特に支援や工夫はしていない」の割合が減少しています。



ウ 今後、仕事につくときに重視する条件

「仕事内容が自分の興味や関心、特技にあっている」の割合が46.7%と最も高く、次いで「現在の住まいから通える」の割合が41.5%、「家庭の用事にさしつかえない時間帯で働ける」の割合が40.7%となっています。

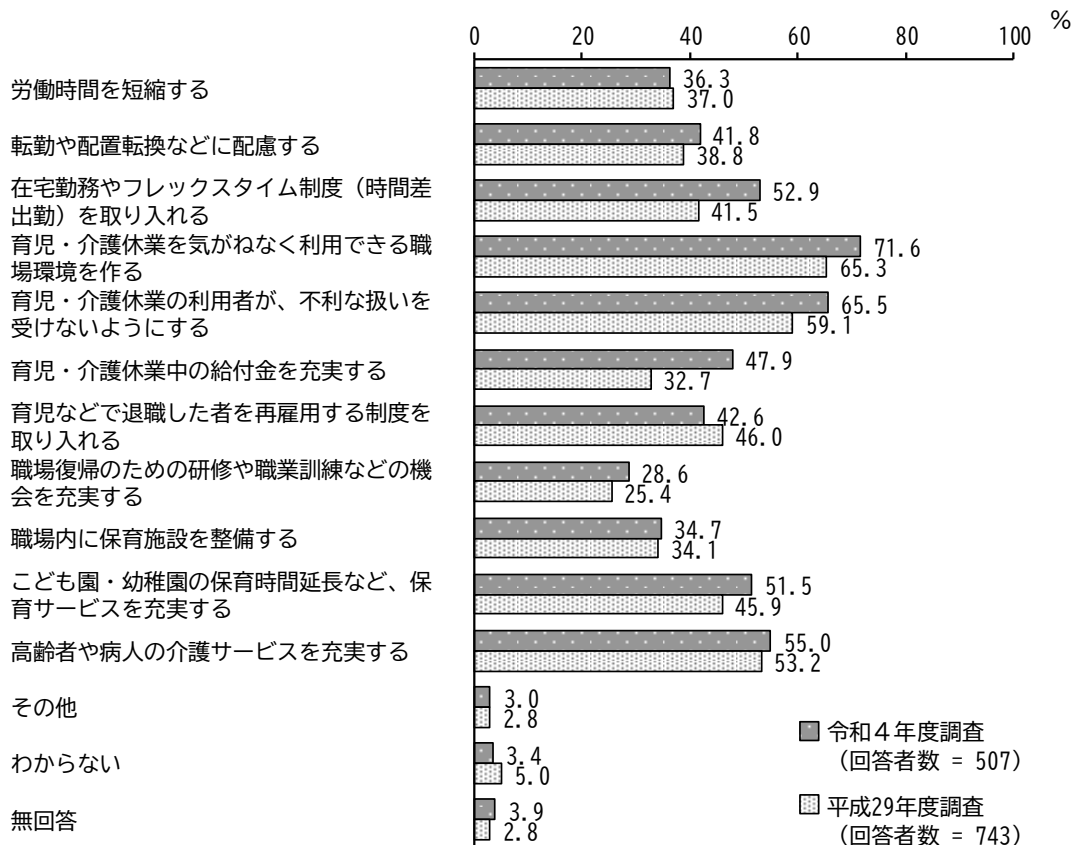
平成29年度調査と比較すると、「賃金が高い」「仕事内容が自分の興味や関心、特技にあっている」「家庭と仕事の両立を支援する制度が整っている」「転勤がない」の割合が増加しています。一方、「働くつもりはない」の割合が減少しています。



エ 仕事と家庭を両立させるために必要な環境整備

「育児・介護休業を気軽に利用できる職場環境を作る」の割合が71.6%と最も高く、次いで「育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにする」の割合が65.5%、「高齢者や病人の介護サービスを充実する」の割合が55.0%となっています。

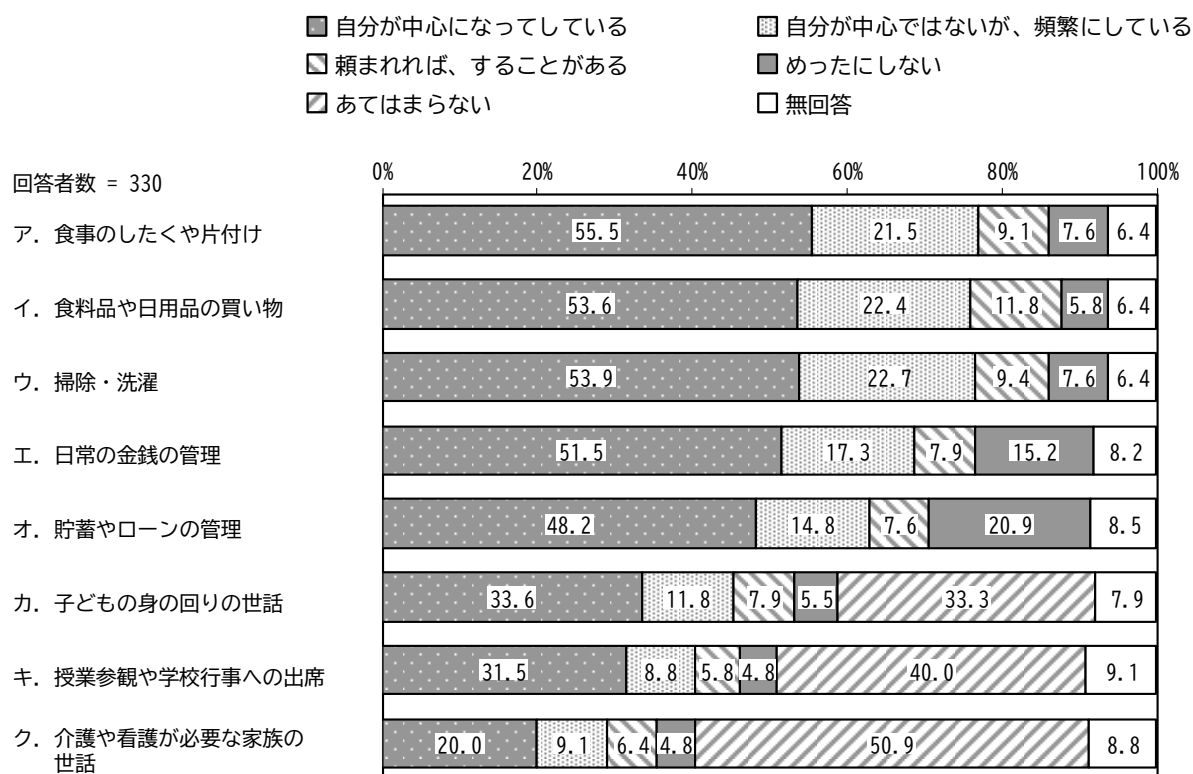
平成29年度調査と比較すると、「在宅勤務やフレックスタイム制度（時間差出勤）を取り入れる」「育児・介護休業を気軽に利用できる職場環境を作る」「育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにする」「育児・介護休業中の給付金を充実する」「こども園・幼稚園の保育時間延長など、保育サービスを充実する」の割合が増加しています。



③ 家庭生活や地域活動について

ア 家事の役割

それぞれの項目で「自分が中心になってしている」の割合が高くなっています。



『ア. 食事のしたくや片付け』

【性別】

性別にみると、女性で「自分が中心になってしている」の割合が、男性で「自分が中心ではないが、頻繁にしている」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	自分が中心になってしている	自分が中心ではないが、頻繁にしている	頼まれれば、することがある	めったにしない	無回答
全 体	330	55.5	21.5	9.1	7.6	6.4
男性	111	8.1	37.8	25.2	19.8	9.0
女性	219	79.5	13.2	0.9	1.4	5.0
その他	—	—	—	—	—	—

『イ. 食料品や日用品の買い物』

【性別】

性別にみると、女性で「自分が中心になってしている」の割合が、男性で「頼まれれば、することがある」「自分が中心ではないが、頻繁にしている」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	自分が中心に なっ てしている	自分が中心では ないが、頻繁に してい	頼まれれば、す ることがある	めったにしない	無 回 答
全 体	330	53.6	22.4	11.8	5.8	6.4
男性	111	10.8	36.0	28.8	15.3	9.0
女性	219	75.3	15.5	3.2	0.9	5.0
その他	—	—	—	—	—	—

『ウ. 掃除・洗濯』

【性別】

性別にみると、女性で「自分が中心になってしている」の割合が、男性で「自分が中心ではないが、頻繁にしている」の割合が高くなっています。

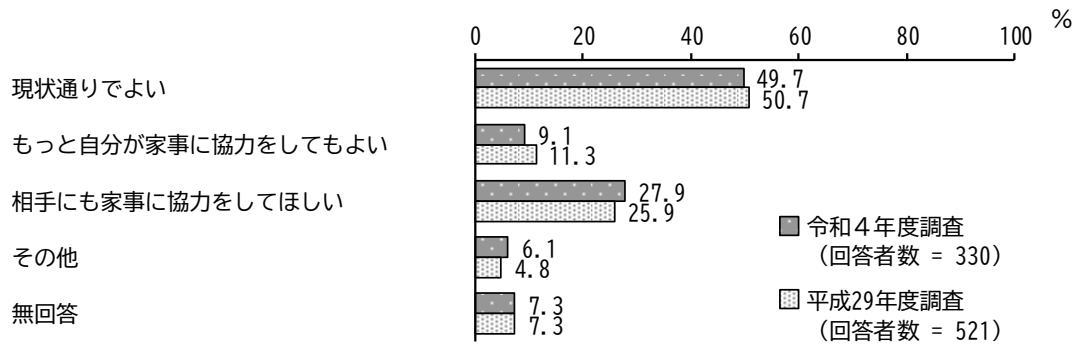
単位：％

区分	回答者数 (件)	自分が中心に なっ てしている	自分が中心では ないが、頻繁に してい	頼まれれば、す ることがある	めったにしない	無 回 答
全 体	330	53.9	22.7	9.4	7.6	6.4
男性	111	11.7	33.3	25.2	20.7	9.0
女性	219	75.3	17.4	1.4	0.9	5.0
その他	—	—	—	—	—	—

イ 家事の役割の考え方について

「現状通りでよい」の割合が49.7%と最も高く、次いで「相手にも家事に協力をしてほしい」の割合が27.9%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【性別】

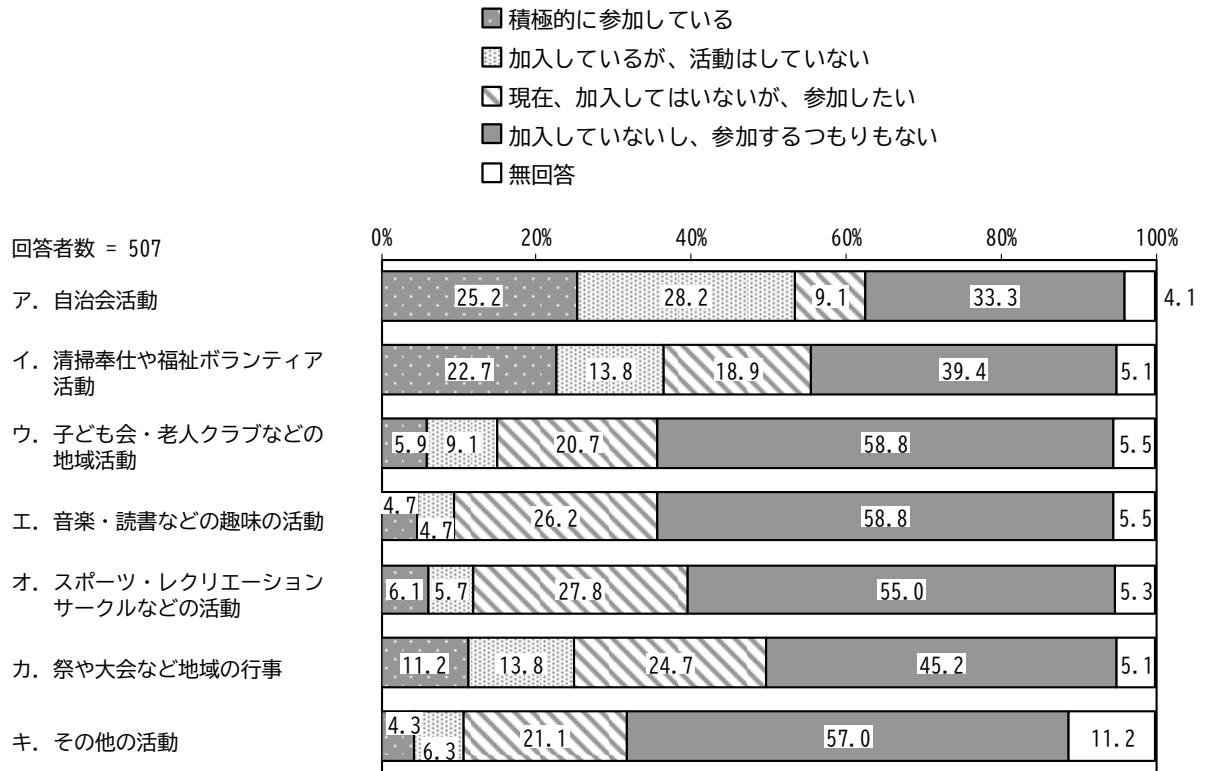
性別にみると、女性で「相手にも家事に協力をしてほしい」の割合が、男性で「現状通りでよい」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	現状通りでよい	もっと自分が家事に協力をしてほしい	相手にも家事に協力をしてほしい	その他	無回答
全 体	330	49.7	9.1	27.9	6.1	7.3
男性	111	58.6	25.2	1.8	4.5	9.9
女性	219	45.2	0.9	41.1	6.8	5.9
その他	—	—	—	—	—	—

ウ 地域でのコミュニティ活動の参加状況

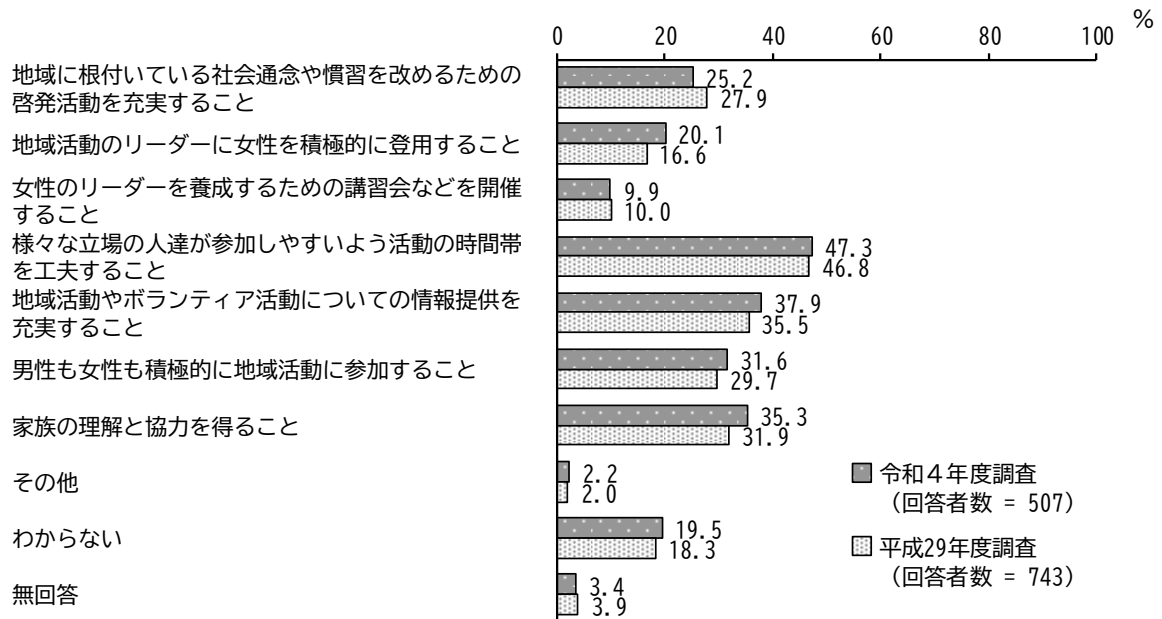
それぞれの項目で「加入していないし、参加するつもりもない」の割合が高くなっています。



エ 男女共同参画を積極的に進めるために必要なこと

「様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」の割合が47.3%と最も高く、次いで「地域活動やボランティア活動についての情報提供を充実すること」の割合が37.9%、「家族の理解と協力を得ること」の割合が35.3%となっています。

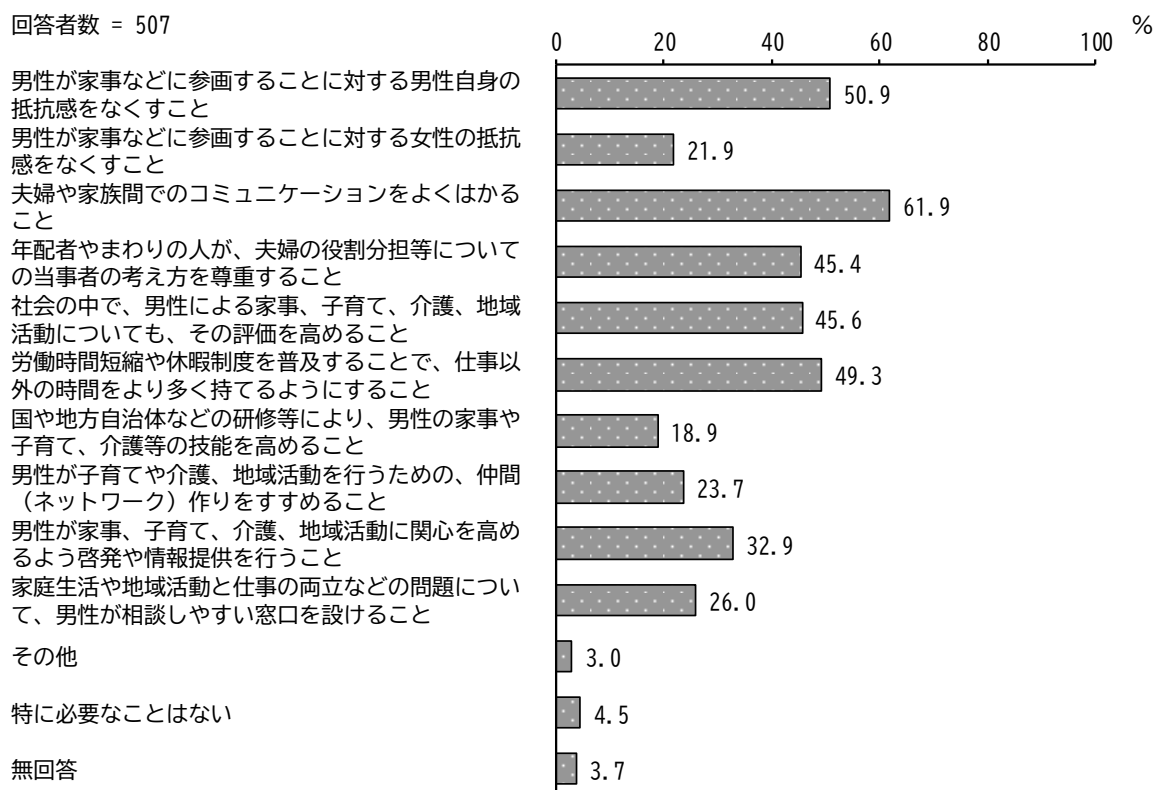
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



オ 男性が「家事」「子育て」「介護」「地域活動」に参画していくために必要なこと

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」の割合が61.9%と最も高く、次いで「男性が家事などに参画することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」の割合が50.9%、「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」の割合が49.3%となっています。

回答者数 = 507

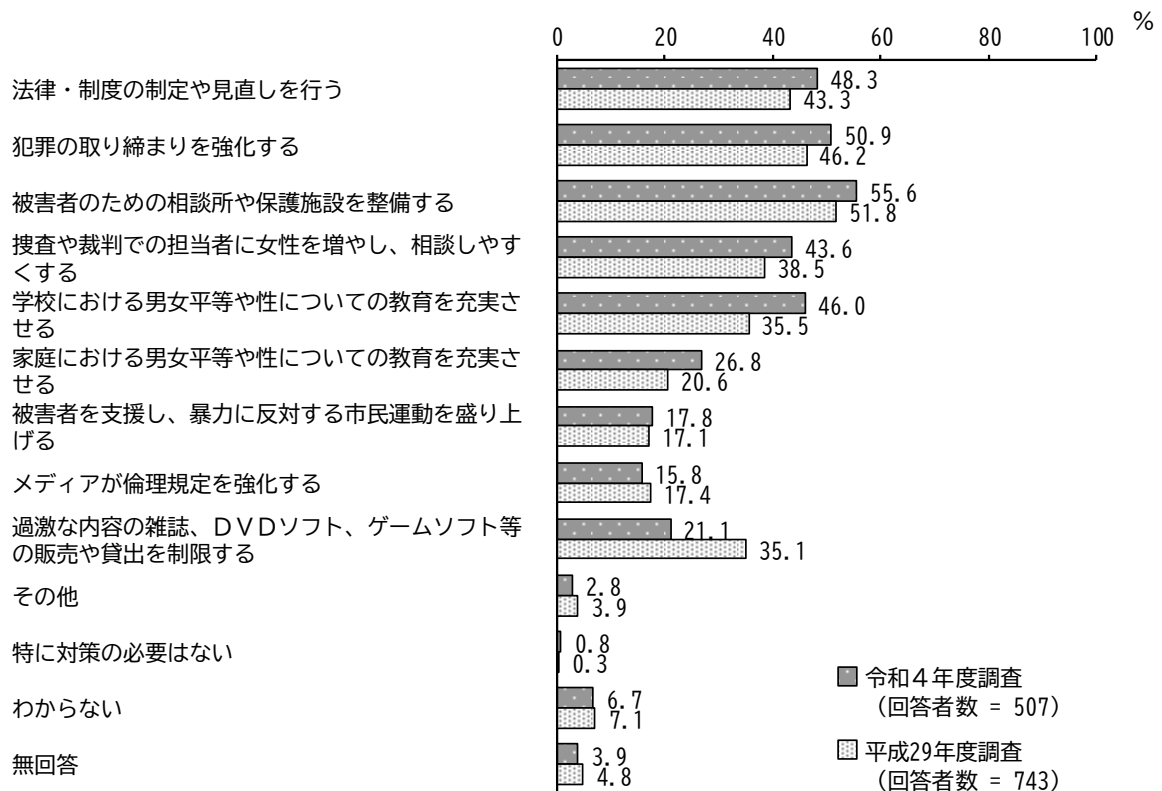


④ 男女間の暴力について

ア 性犯罪、売買春（いわゆる「援助交際」を含む）、配偶者等の暴力、セクシュアル・ハラスメント等の問題をなくすために必要なこと

「被害者のための相談所や保護施設を整備する」の割合が55.6%と最も高く、次いで「犯罪の取り締まりを強化する」の割合が50.9%、「法律・制度の制定や見直しを行う」の割合が48.3%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「捜査や裁判での担当者に女性を増やし、相談しやすくする」「学校における男女平等や性についての教育を充実させる」「家庭における男女平等や性についての教育を充実させる」の割合が増加しています。一方、「過激な内容の雑誌、DVDソフト、ゲームソフト等の販売や貸出を制限する」の割合が減少しています。

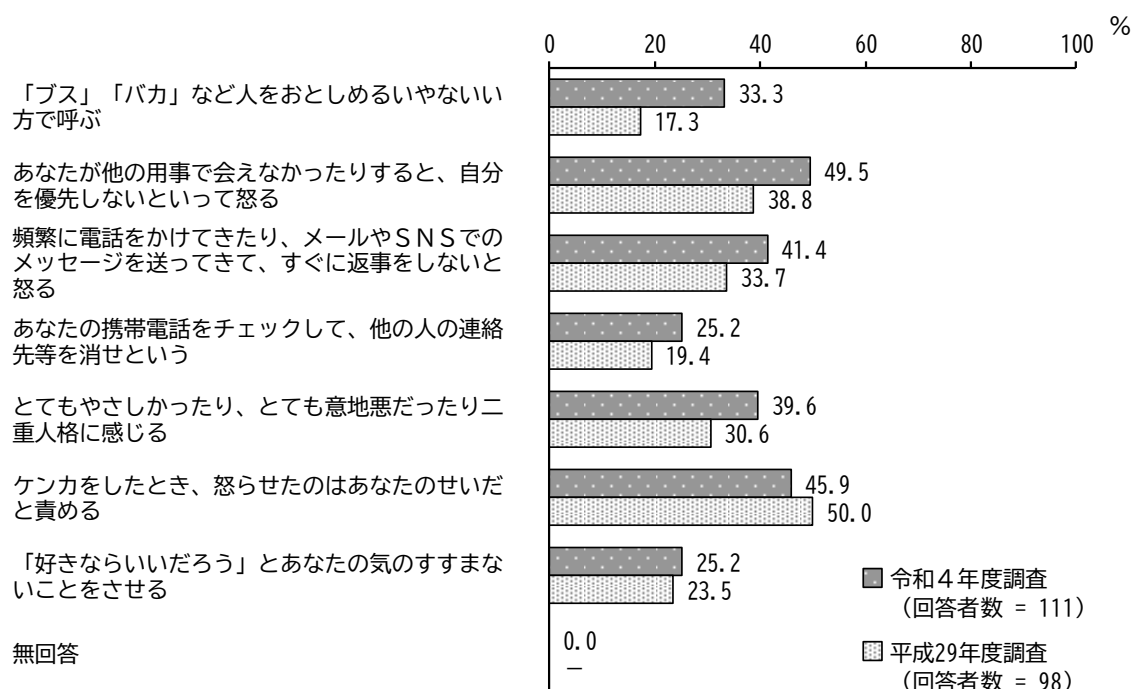


イ 交際相手から受けたことがある内容

「あなたが他の用事で会えなかったりすると、自分を優先しないといって怒る」の割合が49.5%と最も高く、次いで「ケンカをしたとき、怒らせたのはあなたのせいだと責める」の割合が45.9%、「頻繁に電話をかけてきたり、メールやSNSでのメッセージを送ってきて、すぐに返事をしないと怒る」の割合が41.4%となっています。

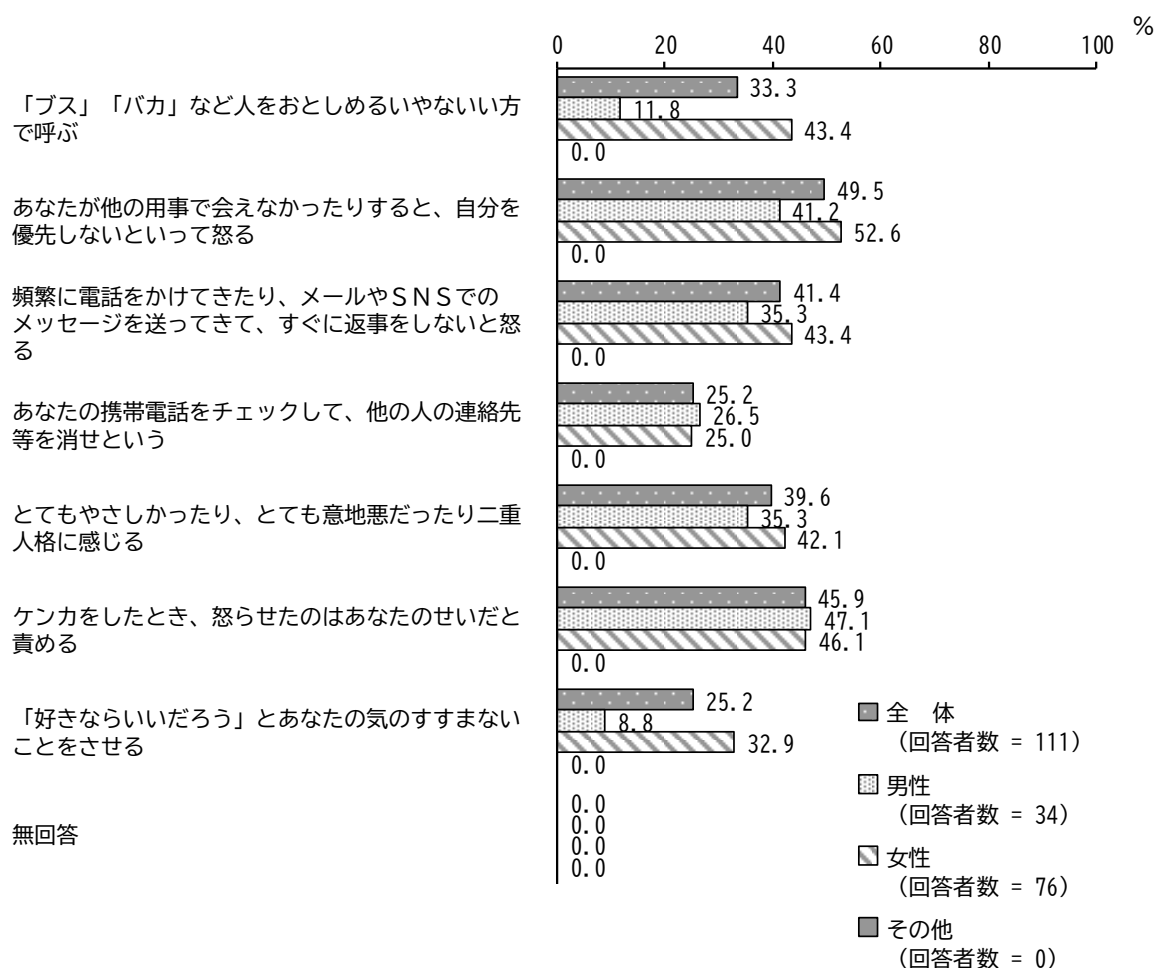
平成29年度調査と比較すると、「「ブス」「バカ」など人をおとしめるいやないい方で呼ぶ」「あなたが他の用事で会えなかったりすると、自分を優先しないといって怒る」

「頻繁に電話をかけてきたり、メールやSNSでのメッセージを送ってきて、すぐに返事をしないと怒る」「あなたの携帯電話をチェックして、他の人の連絡先等を消せという」「とてもやさしかったり、とても意地悪だったり二重人格に感じる」の割合が増加しています。



【性別】

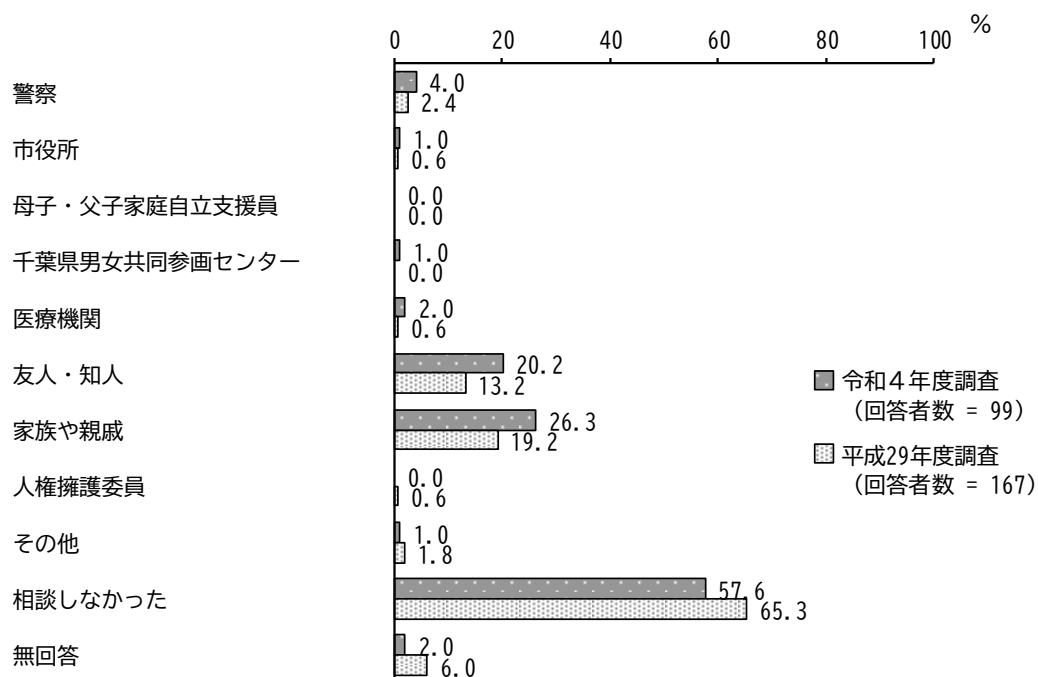
性別にみると、女性で「ブス」「バカ」など人をおとしめるいやないい方で呼ぶ」「好きならいいだろう」とあなたの気のすすまないことをさせる」の割合が高くなっています。



ウ 交際相手から受けた内容についての相談相手

「相談しなかった」の割合が57.6%と最も高く、次いで「家族や親戚」の割合が26.3%、「友人・知人」の割合が20.2%となっています。

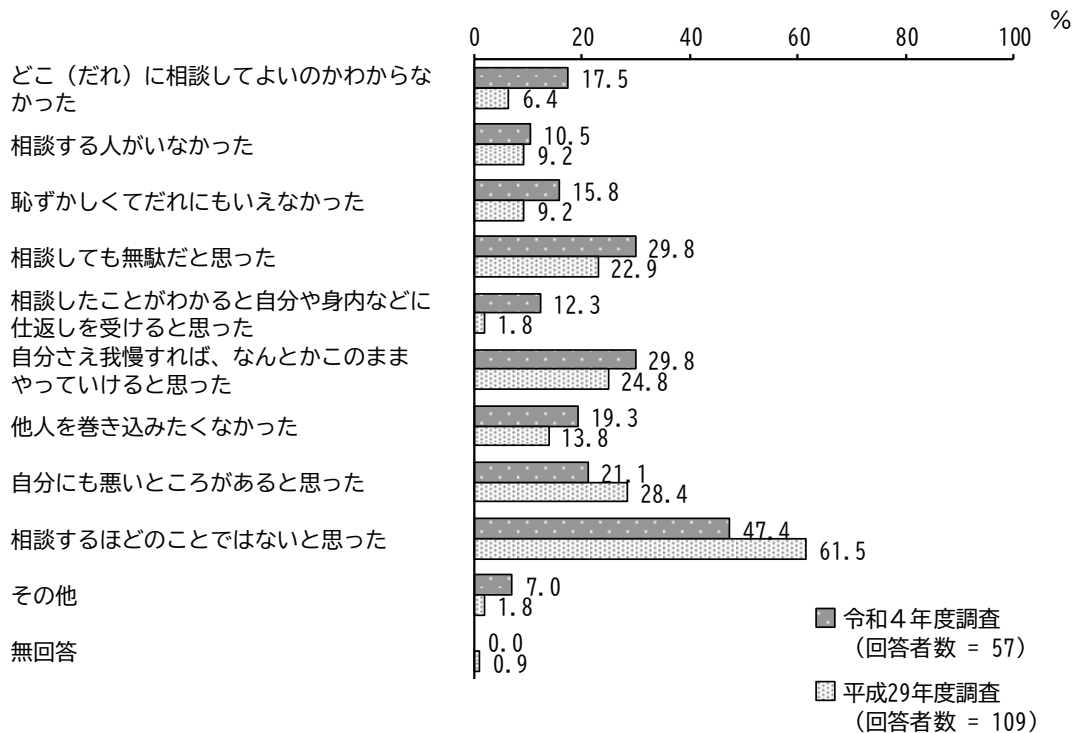
平成29年度調査と比較すると、「友人・知人」「家族や親戚」の割合が増加しています。一方、「相談しなかった」の割合が減少しています。



エ どこ（だれ）にも相談しなかった理由

「相談するほどのことではないと思った」の割合が47.4%と最も高く、次いで「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」の割合が29.8%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかった」「恥ずかしくてだれにもいえなかった」「相談しても無駄だと思った」「相談したことがわかると自分や身内などに仕返しを受けると思った」「他人を巻き込みたくなかった」の割合が増加しています。一方、「自分にも悪いところがあると思った」「相談するほどのことではないと思った」の割合が減少しています。

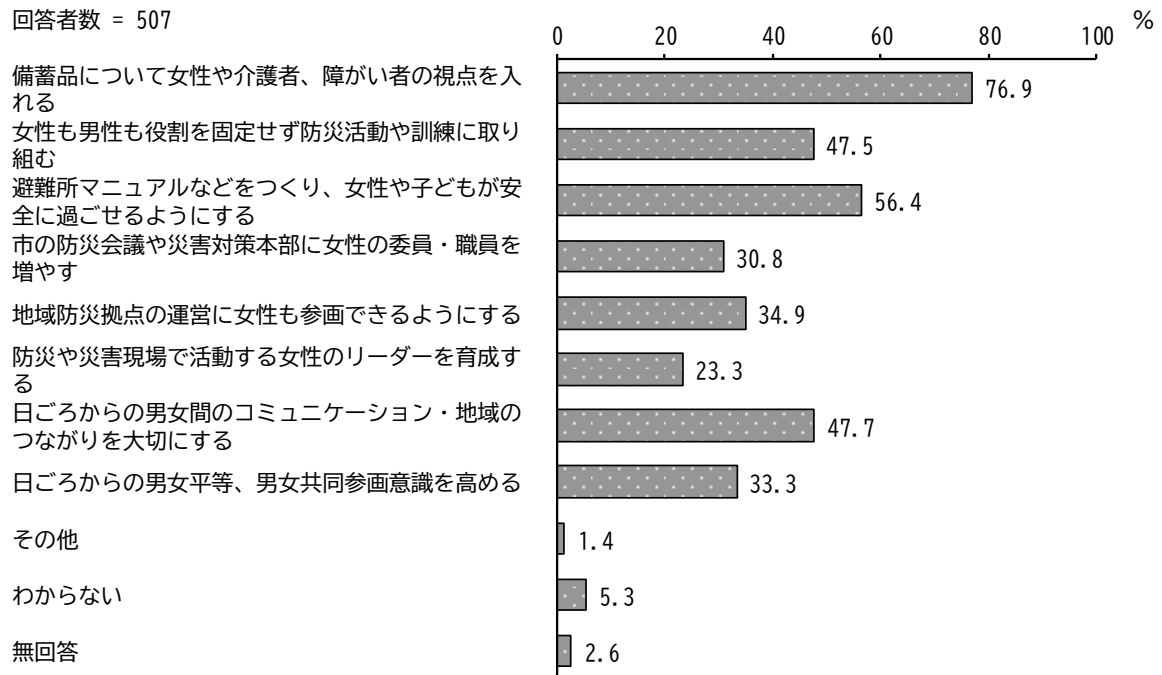


⑤ 防災について

ア 男女共同参画の視点を防災に活かすために必要な施策

「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」の割合が76.9%と最も高く、次いで「避難所マニュアルなどをつくり、女性や子どもが安全に過ごせるようにする」の割合が56.4%、「日ごろからの男女間のコミュニケーション・地域のつながりを大切にする」の割合が47.7%となっています。

回答者数 = 507

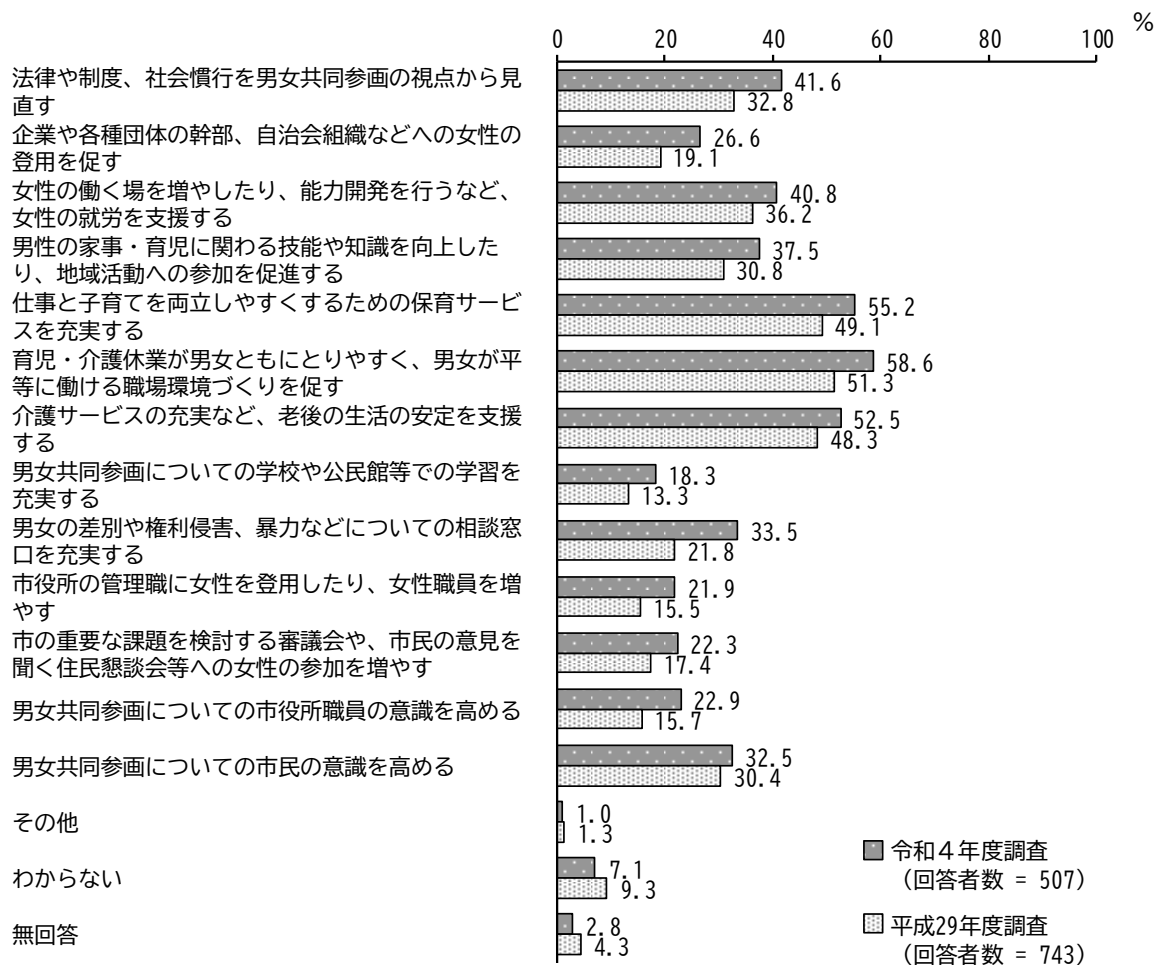


⑥ 男女共同参画社会実現のために必要なことについて

ア 男女共同参画社会の実現のために、取り組むべきこと

「育児・介護休業が男女ともにとりやすく、男女が平等に働ける職場環境づくりを促す」の割合が58.6%と最も高く、次いで「仕事と子育てを両立しやすくするための保育サービスを充実する」の割合が55.2%、「介護サービスの充実など、老後の生活の安定を支援する」の割合が52.5%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「法律や制度、社会慣行を男女共同参画の視点から見直す」「企業や各種団体の幹部、自治会組織などへの女性の登用を促す」「男性の家事・育児に関わる技能や知識を向上したり、地域活動への参加を促進する」「仕事と子育てを両立しやすくするための保育サービスを充実する」「育児・介護休業が男女ともにとりやすく、男女が平等に働ける職場環境づくりを促す」「男女の差別や権利侵害、暴力などについての相談窓口を充実する」「市役所の管理職に女性を登用したり、女性職員を増やす」「男女共同参画についての市役所職員の意識を高める」の割合が増加しています。



3 男女共同参画計画の取り組み状況

基本目標1 男女共同参画と男女の人権尊重の意識づくり

【施策の実施状況】

令和4年度時点での評価においては、全体の56%(全9指標のうち5指標)が「達成」、全体の44%(全9指標のうち4指標)が「未達成」と評価されています。

「3 あらゆる暴力の根絶」では達成率が最も高く、100%になっています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講習会や講座の開催を控えたことから未達成であった項目が見られ、感染症対策を講じながら男女共同参画や人権尊重の意識啓発の場を確保していくことが必要です。

基本的施策	指標数	達成数	
		達成	未達成
1 男女共同参画と男女の人権尊重意識の啓発	4	2	2
2 男女共同参画推進のための教育の推進	2	0	2
3 あらゆる暴力の根絶	3	3	0
計	9	5	4

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の環境づくり

【施策の実施状況】

令和4年度時点での評価においては、全体の17%(全6指標のうち1指標)が「達成」、全体の83%(全6指標のうち5指標)が「未達成」と評価されています。

「5 活力ある地域づくり」では達成率が33%になっています。

コロナ禍における在宅中心としたライフスタイルの変化などから、家事・育児の負担が女性に偏っていることがうかがえ、改めて子育てや介護等において家族で共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

基本的施策	指標数	達成数	
		達成	未達成
4 支え合いの家庭づくり	3	0	3
5 活力ある地域づくり	3	1	2
計	6	1	5

基本目標3 男女が共に参画し活躍する社会づくり

【施策の実施状況】

令和4年度時点での評価においては、全体の14%(全7指標のうち1指標)が「達成」、全体の86%(全7指標のうち6指標)が「未達成」と評価されています。

「8 男女の働く環境づくりの推進」では達成率が33%になっています。

市職員の女性管理職の登用において、昇格を希望しない女性職員の割合が増加傾向となっていることがうかがえ、働く場における男女共同参画のより一層の促進を図ることが必要です。

基本的施策	指標数	達成数	
		達成	未達成
6 政策・方針決定過程への男女の参画推進	2	0	2
7 女性の人材育成	2	0	2
8 男女の働く環境づくりの推進	3	1	2
計	7	1	6

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

【施策の実施状況】

令和4年度時点での評価においては、全体の55%(全11指標のうち6指標)が「達成」、全体の45%(全11指標のうち5指標)が「未達成」と評価されています。

「12 防災における男女共同参画の推進」では達成率が100%で最も高く、「9 子育て支援の推進」が66%になっています。

生涯にわたる健康づくりの支援において、新型コロナウイルス感染症による健診等の受診控えなどのケースにより、低下しましたが、より一層、健康に関する情報提供の充実を図ることが必要です。

基本的施策	指標数	達成数	
		達成	未達成
9 子育て支援の推進	3	2	1
10 自立を支える福祉の推進	1	0	1
11 生涯にわたる健康づくりの支援	5	2	3
12 防災における男女共同参画の推進	2	2	0
計	11	6	5

4 策定体制

(1) 山武市男女共同参画推進懇談会

○山武市男女共同参画推進懇談会設置要綱

平成30年8月16日告示第123号

改正

令和3年2月19日告示第26号

令和3年3月29日告示第83号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画を推進するため、山武市男女共同参画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見聴取事項等)

第2条 市長は、次に掲げる事項について懇談会から意見を聴取するものとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
 - (2) 男女共同参画施策の取組状況に関すること。
 - (3) その他男女共同参画に係る調査及び研究に関すること。
- 2 懇談会は、前項の規定に基づく懇談のほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第23条第1項の規定に基づく協議会として、同条第4項に規定する協議を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部企画政策課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年2月19日告示第26号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第83号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

<山武市男女共同参画推進懇談会委員名簿>

委員区分	氏名	所属等	備考
第1号委員	七井 誠一郎	城西国際大学経営情報学部 教授	会長
第1号委員	諏訪 富美江	千葉県男女共同参画地域推進員	副会長
第1号委員	小川 真理子	千葉県総合企画部男女共同参画課長	
第2号委員	小川 利吉	蓮沼地区自主防災会連合会 会長	
第2号委員	小山 和典	千葉人権擁護委員協議会山武支部会 山武市人権擁護委員 代表	
第2号委員	布留川 芳子	山武市民生委員児童委員協議会 会長	
第2号委員	山崎 喜世子	山武市子ども・子育て会議 会長	
第2号委員	三橋 敏子	山武市農業共同参画推進会 会長	
第2号委員	土屋 八代江	山武市商工会女性部 部長	
第2号委員	大木 和子	山武郡市農業協同組合女性部 部長	
第2号委員	中村 之彦	山武市小中学校校長会 会長	
第2号委員	北田 玲子	山武市社会教育委員 委員長	
第2号委員	石渡 恵子	山武市女性消防団員	
第3号委員	石井 松子	市民の代表者	

(2) 山武市男女共同参画庁内推進本部

○山武市男女共同参画庁内推進本部設置要綱

平成30年8月16日訓令第16号

改正

令和3年2月19日訓令第2号

令和3年3月29日訓令第11号

(設置)

第1条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）の策定及びそれに係る施策の推進のため、山武市男女共同参画庁内推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に係る調査及び研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画計画に係る施策に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 本部長は、総合政策部長の職にある者とする。
- 3 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する本部員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 推進本部の会議は、本部員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、総合政策部企画政策課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和３年２月19日訓令第２号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和３年３月29日訓令第11号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

部名	職名
総合政策部	総合政策部長
	企画政策課長
総務部	総務課長
	市民自治支援課長
	消防防災課長
保健福祉部	社会福祉課長
	子育て支援課長
	高齢者福祉課長
	健康支援課長
産業振興部	農政課長
	商工観光課長
教育部	子ども教育課長
	生涯学習課長

5 策定経過

年 月 日	内 容
令和4年12月16日～ 令和5年1月19日	市民の男女共同参画に関する意識調査
令和5年2月	山武市山武市男女共同参画に関する企業ヒアリング調査
令和5年3月14日	令和4年度第2回山武市男女共同参画推進懇談会 ・山武市男女共同参画に関する市民意識調査の結果について ・第3次山武市男女共同参画計画に係る各施策の進捗状況について ・次期計画策定に向けた課題等の意見交換について
令和5年12月12日	令和5年度第1回山武市男女共同参画推進懇談会 ・第4次山武市男女共同参画計画（案）について
令和6年1月17日	令和5年度第1回山武市男女共同参画庁内推進本部会議
令和6年1月26日～ 令和6年2月25日	パブリックコメント実施
令和6年3月8日	令和5年度第2回山武市男女共同参画庁内推進本部会議（書面）
令和6年3月21日	令和5年度第2回山武市男女共同参画推進懇談会 ・第3次山武市男女共同参画計画に係る各施策の進捗状況について ・第4次山武市男女共同参画計画案に係るパブリックコメントの結果について ・第4次山武市男女共同参画計画案に係る修正事項の説明及び意見聴取

6 関係法令等

(1) 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日
法律第78号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条） 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す

る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置
その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)
- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)
- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要であると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)
- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布

の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日)

(法律第31号)

第151回通常国会

第2次森内閣

改正 平成16年6月2日法律第64号

同19年7月11日同第113号

同25年7月3日同第72号

同26年4月23日同第28号

令和元年6月26日法律第46号

令和5年5月19日法律第30号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、

「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地

方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行わ

れていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっても、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日か

ら起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居

(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借

人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対す

る脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その

他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力

相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったこ

とを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。
（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方と呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関

する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手

からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に

伴に必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、

適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日)
(法律第64号)
第189回通常国会

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものと

する。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等と同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることそ

他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四

十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握

- し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助

言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用

な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五

十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

- 二及び三 略

- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八

年法律第百八十二号) 第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十

条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等（第五条—第十条）

第二節 事業主の講ずべき措置等（第十一条—第十三条の二）

第三節 事業主に対する国の援助（第十四条）

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助等（第十五条—第十七条）

第二節 調停（第十八条—第二十七条）

第四章 雑則（第二十八条—第三十二条）

第五章 罰則（第三十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会

の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練

二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働者の職種及び雇用形態の変更

四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新（性別以外の事由を要件とする措置）

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置等

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

- 5 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務)

第十一条の二 国は、前条第一項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題(以下この条において「性的言動問題」という。)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 事業主は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

- 3 事業主(その者が法人である場合にあっては、その役員)は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

- 4 労働者は、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第十一条の三 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。

- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

- 4 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務)

第十一条の四 国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題(以下この条において「妊娠・出産等関係言動問題」という。)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 事業主は、妊娠・出産等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

- 3 事業主(その者が法人である場合にあっては、その役員)は、自らも、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

- 4 労働者は、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及

び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(男女雇用機会均等推進者)

第十三条の二 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第八条、第十一条第一項、第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び前条第一項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助等

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項及び第二項(第十一条の三第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する

紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者又は関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者その他の参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の完成猶予)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。
(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項(第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法(昭和二十三年法律百三十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項(同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)、第十条第一項、第十一条第四項、第十一条の三第三項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項(同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十一条の三第一項、第十二条、第十三条の二及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十一条の三第一項中「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載され

ている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。))と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節、第十三条の二、同章第三節、前章、第二十九条及び第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節(第十三条の二を除く。)の規定は、一般職の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(令和八年三月三十一日までの間の男女雇用機会均等推進者の業務)

2 令和八年三月三十一日までの間は、第十三条の二中「並びに」とあるのは、「、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第八条第一項に規定する一般事業主行動計画に基づく取組及び同法第二十条の規定による情報の公表の推進のための措置並びに」とする。

附 則 (昭和五八年一月二日法律第七八号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和六〇年六月一日法律第四五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三年五月一五五法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年六月九日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。
(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十四条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を厚生労働大臣に行い、厚生労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則 (平成九年六月一八日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五条、第六条、第七条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定(「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。)、同法第二十七条の改正規定(「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。)、同法第三十四

条の改正規定(「及び第十二条第二項」を「、第十二条第二項及び第二十七条第三項」に改める部分、「第十二条第一項」の下に「、第二十七条第二項」を加える部分及び「第十四条及び」を「第十四条、第二十六条及び」に改める部分に限る。)、及び同法第三十五条の改正規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定(「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。)、第七条中労働省設置法第五条第四十一号の改正規定(「が講ずるよう努めるべき措置について」を「に對する」に改める部分に限る。))並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定(「講ずるよう努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。) 平成十年四月一日

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第六百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一條において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三條において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成十一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成十三年七月一一日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一一月一六日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年五月三一日法律第五四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「新法令」という。)の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長(以下「運輸監理部長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

附 則 (平成一四年七月三一日法律第九八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に係属している同法第五条第一項のあつせんに係る紛争については、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「新法」という。)第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(時効の中断に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四条第一項の調停に関し当該調停の目的となつている請求についての新法第二十四条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六十四条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定につ

いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二〇年五月二日法律第二六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一	国土交通大臣（第一条の規定による改正前の国土交通省設置法（以下「旧設置法」という。）第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。）	観光庁長官
二	航空・鉄道事故調査委員会	運輸安全委員会
三	海難審判庁	海難審判所
四	船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会
五	船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。）	交通政策審議会
六	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会又は都道府県労働委員会
七	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合に限る。）	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
八	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合（七の項に掲げる場合を除く。）に限る。）	地方運輸局に置かれる政令で定める審議会
九	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	厚生労働大臣又は都道府県知事

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除き、

この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二八年三月三一日法律第一七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあっせん員に係属している同項のあっせんに係る紛争については、第五条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十六条及び第八条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条、第六条及び第八条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和二年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

(5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年法律第52号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念の通り、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のため

の施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 （女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行

うものとする。

- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、そ

の自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教

育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同行代見号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同行第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
 - 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
 - 三 略
 - 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。こ

の場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

(6) 山武市審議会等委員への女性登用推進指針

(目的)

第1条 この指針は、山武市男女共同参画計画に基づき、政策・方針決定の場への女性の参画の促進に向けて、市の審議会等の委員への女性の登用を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関
 - (2) 市長が学識経験を有する者等に意見を求めるため、規則又は要綱等に基づき、臨時又は時限的に設置された機関
- 2 前項の審議会等には、職員のみで構成する内部組織、イベント等の特定の事業を実施するために組織する実行委員会等及び地域において連絡調整、奉仕活動を主たる目的とする組織等は含まないものとする。

(目標)

第3条 審議会等において女性委員の占める割合を、40%にすることを目標とする。

(参画計画の推進)

第4条 各部等の長は、所管する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえた上で、女性の適任者を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、所属や肩書き、経験年数にとらわれず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。
- (4) 性別を限定した公募等、その他審議会等に女性委員の参画を促進するために必要な方法の検討を行うこと。

(参画状況の報告)

第5条 審議会等を所管する各部等の長は、毎年度、所管する審議会等の女性委員の参画状況を総合政策部長に報告するものとする。

(参画状況の公表)

第6条 総合政策部長は、毎年度1回、各部等の長から報告された前条に規定する女性委員の参画状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

7 用語解説

あ行

I o T

Internet of Things の略語。モノをインターネットに接続することや、接続されたモノのことを意味する言葉。従来、インターネットに接続されているモノはパソコンや携帯電話、プリンタなどに限られていたが、近年では様々なモノがインターネットに接続され、新たな用途の開拓や利便性の向上が生じている。

イクボス宣言企業

男性の従業員や部下の育児参加に理解があり、積極的に支援することを表明した企業のこと。

A I

Artificial Intelligence の略語。人工知能のこと。

S N S

Social Networking Service の略語。インターネット上で社会的なネットワークを構築することができるサービスのこと。

S D G s

2001 年（平成 13 年）に策定されたミレニアム開発目標（MDG s）の後継として、2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年（令和 12 年）までの国際目標。貧困、エネルギー、成長・雇用、気候変動など、持続可能な社会の実現のための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

L G B T

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。

えるぼし認定

女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画を策定し、女性活躍に関する取組状況等が優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度で、「えるぼし」は認定マークの愛称となっている。

エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、力（パワー）をつけること。女性のエンパワーメントは、社会のあらゆる分野で、女性が社会的、経済的、政治的、文化的に自らの意識と力を高め、その能力を発揮していくことをいう。

か行

家族経営協定

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲ややり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

くるみん認定

次世代育成支援対策推進法では、一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定を受けることができる。

固定的役割分担意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

さ行

ジェンダー

生物学的・生理学的な性の違い（セックス）に対して、生まれた後に後天的に身についた社会的・文化的な性差をいう。「男らしさ、女らしさ」や「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という固定的な考え方はジェンダーによるもの。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

平成 27 年 9 月 25 日～27 日に国連本部で開催された「持続可能な開発サミット」内で全会一致によって採択された。アジェンダとは、議題や課題と訳される。平成 28 年から令和 12 年までの 15 年間で世界中の誰一人取り残さない持続可能な世界を実現するためのゴールが定められた。

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍を推進に関する法律）

平成 27 年 9 月 4 日に施行された。自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的としている。

政策・方針決定過程

国や県、市等の行政機関の場合「政策決定過程」、企業など民間団体等の場合「方針決定過程」と使い分けている。

性的少数者

性のあり方が、社会的にマイノリティ（少数者）であることにより、さまざまな不利益を被っている人々。身体的な性（性染色体・生殖腺・性器によって決まる性）、性自認（自分を男性あるいは女性であると思うか、そのどちらでもないと思うかなど）、性的指向（性愛の対象が異性に向かうか、同性に向かうか、両性に向かうかなど）により、人それぞれに異なる。

性と生殖に関する健康と権利

性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、1994 年（平成 6 年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び 1995 年（平成 7 年）年の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とある。また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した望まない性的な嫌がらせのこと。平成 19 年に施行された「改正男女雇用機会均等法」では、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも含めて、事業主に職場でのセクシュアル・ハラスメント対策を講じることが義務付けられた。学校等でおこる教職員と児童・生徒間や教職員間等におけるスクール・セクシュアル・ハラスメントもある。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

た行

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月に制定された。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義している。

男女雇用機会均等法

昭和 60 年に制定された。正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」で雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としている。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等の親しい者から受ける暴力のこと。身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつける等）、性的暴力（セックスの強要、避妊に協力しない、無理やりアダルトビデオを見せる等）、精神的暴力（無視する、脅す、大声で怒鳴る等）、経済的暴力（生活費を渡さない等）、社会的暴力（実家・友人との付き合いの制限、交友関係の監視等）などがある。

DV防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）

平成 13 年に施行され、平成 16 年、平成 19 年、令和元年に改正された。配偶者（事実婚や元配偶者も含む）からの暴力を犯罪と位置付け、配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備することにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。被害者が暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい時は、加害者に対し、この法律に基づき、「保護命令」を裁判所に申し立てることができる。

は行

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。

センターでは次の業務を行う。

①相談 ②医学的・心理学的な指導 ③一時保護 ④自立支援のための情報提供・援助 ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助 ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助

ハラスメント

嫌がらせやいじめ行為を指し、性的な内容の発言及び性的な行動によって不快感などを与えるセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇や雇い止め、降格などの不利益な扱いを行うマタニティ・ハラスメントなどがある。

ま行

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

だれもが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となる。

メディアリテラシー

リテラシーとは、読み書き能力とも訳され、主体的に読み解き、判断・選択し使いこなす能力をいう。メディア（媒体）から発信される情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し、活用できる能力やメディアを適切に選択し、また自ら発信する能力を身につけることが重要となる。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方。

ら行

ライフステージ

人間の一生におけるそれぞれの段階のこと。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、1994 年（平成 6 年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び 1995 年（平成 7 年）年の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とある。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

わ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

平成 19 年 12 月に「官民トップ会議」において策定されたワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されている。

第4次山武市男女共同参画計画

発行 山武市 編集 総合政策部企画政策課

〒289-1392

山武市殿台 296 番地

TEL 0475-80-1131

HP <https://www.city.sammu.lg.jp/>

